

平成31年3月定例会

政策総務常任委員会会議録

|             |   |
|-------------|---|
| 招 集 月 日     | 平成31年3月7日(木)  |
| 会 議 場 所     | 市役所 4階 大会議室   |
| 開 議 日 時     | 平成31年3月7日(木) 午前 9時00分   |
| 閉 会 日 時     | 平成31年3月7日(木) 午後 6時35分   |
| 委 員 長       | 金子 雄一   |
| 委員会出席<br>委員 |   |
| 委 員 長       | 金子 雄一   |
| 副 委 員 長     | 永沼 博昭   |
| 委 員         | 中野 昭                      竹田 悦子                      坂本 晃<br>野本 恵司                      矢島 洋文 |
| 委員会欠席委員     |   |
| 議 長         |   |
| 委 員 外 議 員   | なし  |
| 傍 聴 者       | なし  |

議 題

| 議案番号         | 議 題 名                                 | 審 査 結 果  |
|--------------|---------------------------------------|----------|
| 第 2 号        | 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例                  | 原案<br>可決 |
| 第 3 号        | 鴻巣市公共施設等整備基金条例                        | 原案<br>可決 |
| 第 4 号        | 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例                  | 原案<br>可決 |
| 第 6 号        | 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例     | 原案<br>可決 |
| 第 7 号        | 鴻巣市空家等対策協議会条例                         | 原案<br>可決 |
| 第 22 号       | 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会に付託された部分 | 原案<br>可決 |
| 第 28 号       | 平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分        | 原案<br>可決 |
| 請 願<br>第 1 号 | 消費税増税中止を求める意見書の提出に関する<br>請願書          | 不採択      |

委員会執行部出席者

(秘書室)

秘書室長 中島 章男

秘書室副室長兼秘書課長  
佐々木紀演

(企画部)

企画部長 榎本 智

企画部副部長兼総合政策課長  
齊藤 隆志

総合政策課副参事 谷 広明

企画部参事兼財政課長  
小林 宣也

情報システム課長 野口 高志

企画部参事兼危機管理課長  
田島 盛明

(総務部)

総務部長 根岸 孝行

総務部副部長 山崎 勝利

総務課長 木村 勝美

総務部参事兼職員課長

藤崎 秀也

職員課副参事 関根 正

契約検査課長 堀越 延年

自治文化課長 沼上 勝

吹上支所長 吉田 憲司

川里支所長 春山 一雄

会計管理者 宮澤 芳之

会計課長 高子 英江

監査委員事務局長 笹野 一郎

書記 小野田直人

書記 中島 達也

(開議 午前9時00分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

議案第28号の平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分についてですけれども、昨日歳入まで説明が終わりました。続きまして、歳出の説明をお願いいたします。

(歳入の質疑の声あり)

(委員長) 失礼しました。ちょっといろいろございまして、済みません。それでは、歳入について質疑を行いたいと思います。質疑ございますか。

(坂本) 55ページの、きのうもちょっと出ていたのですけれども、土地の貸付収入とか何か、これね。これだったと思ったな。貸し付けだったっけ。これだったか。ちょっと待ってね。

(何事か声あり)

(坂本) 売り払いだ。土地の売り払いだ。赤道とかってあるようだから、ここだ。いいのだよね。55ページの17、財産収入のところ。土地建物売払収入955万1,000円。これについては、赤道とかというような形で言っていたのですけれども、赤道というのはそんな多いものではないよね。だから、年間これだけの金額でいくというのは、どのくらいの予想をしているのか。面積とかどのくらいなのか。

(企画部参事兼財政課長) まず、当初予算の積算の根拠になりますが、基本的に赤道とか、廃道敷が対象ということで考えております。その中で、基本的には公売ではなく払い下げの申請に基づいて売り払うものでございます。ですので、ある意味どのタイミングでどの赤道の売り払い、要は払い下げの申請が上がってくるかというのはなかなか予想がつくことはできません。ですので、過去の決算の額を想定いたしまして、おおむね約1,000万円程度を例年計上する考え方でおります。ただ、額的には全く見込むことができませんので、あと歳入歳出の総額の調整の中で例えば今回369億円というきれいな数字になっているのですけれども、1,000万円単位とか合わせる、端数調整の関係で1,000万円から足したり、減らしたりした形で955万1,000円という予算が積算されているという形になっております。

(坂本) 3地区それぞれ出てくると思うのです。我々も赤道がどのくらいあるかわからないのだけれども、いつまでもこういうふうな考え方で物は続かないと思うのだけれども、まだ相当数出そうなのですか。それはわからない。赤道としてまだきちんと表へ出てこないという形のはまだ随分あるのですか。

(企画部参事兼財政課長) 赤道自体がやはり地番が振られていないものだったりとかということで、その全体が概要がなかなかつかめないようなものになっておりますので、どうしても実際に隣接して使用されている方が例えば宅地を広げたいというときのために、調べてみたらそこは赤道だったというような形で初めてわかるようなケースが多いものですから、なかなか全体を把握するのが難しいというのが現状でございます。

(坂本) そういう赤道が発覚したと。これがわかった段階で、例えばその測量がどこか、そういう部分市がやるのか、買い主のほうやるのか。

(企画部参事兼財政課長) 払い下げの申請者のほうでやることになっております、全て。

(矢島) 29ページ、吹上支所、川里支所の広告放映用モニター設置使用料について伺います。

この広告放映用モニターを設置させてどのような効果があるのか、どのような放映をしているのか、具体的な中身についてお聞きします。

(吹上支所長) まず、広告放映用モニターを設置してあります意義といえますか、こちらの内容なのですけれども、窓口で大変混み合ったりすることもあります。そういったときにやはりそういったモニターがあることによりまして、落ちついて待っていただける、そういった効果があると思っております。また、いろんなスポンサーをこれ業者のほうで募りまして、スポット映像として提供させていただいておりますけれども、その内容につきましては車の関係に関することですか、またそれぞれの自分たちの事業所に関する宣伝ということで、15業者ほどを映像として提供させていただいております。こちらの契約につきましては、そちらのほうの広告を入れている会社と直接その施設を設置した業者のほうで対応させていただいております。

以上でございます。

（矢島）その放映される内容についてのチェックというのは、市は行っているのでしょうか。

（吹上支所長）特に市のほうではチェックはしておりません。

（矢島）言い方がちょっと厳しいかもしれませんが、それでノーチェックで放映させているということによろしいのでしょうか。

（吹上支所長）内容につきましては、当然所管をしております市民課のほうが対応しておりますので、公序良俗に反するもの等につきましては放映することはできません。

以上でございます。

（矢島）次に、55ページ、一番下のほうの先ほどの坂本委員からの質問と若干重複する部分があるかもしれませんが、市は積極的に土地を売ろうとしているのか、売る努力をしているのか、それともあくまでも受け身、待ちなのか、それはどちらなのでしょう。

（企画部参事兼財政課長）まず、赤道、あるいは廃道敷に関しましては受け身の形になっております。ただ、昨年度も補正予算で計上させていただきましたが、旧中央図書館の売却に関しては公売という手法をとらせていただきました。これに関しては、市が積極的に売りに行くというような形をとらせていただいています。また、今後につきましても不要財産等が出た場合には、恐らく公売というような同じような手法をとって、売却をすることも今後考えていくことが必要ではないかというふうに考えております。

（矢島）では、公売可能物件の抽出というのは、もう既に終わっているのでしょうか。

（企画部参事兼財政課長）そういう意味では、これから個別施設計画ですか、公共施設等の総合計画の中で個別に施設等をこれから検討することになりますので、その中で用途廃止等ということになれば、そのときには公売等を検討していくことになるかというふうに思っております。

（矢島）現状で公売できるような物件のリストというのはあるのですよ

うか。

（企画部参事兼財政課長）明確にリストという形にはしてございませんが、これが保育のほうでも関係があるのですが、旧法務局、今南学童放課後児童クラブですか、そちらのほう为民間のNPOのほうが新たに放課後児童クラブ立ち上げるということで、そちらの施設の使用がなくなるということがあります。ですので、この辺については今後検討していく必要があるのかなというふうには考えております。

（矢島）赤道等についてはあくまでも受け身だということなのですが、この赤道等についても市としてはリストがあると、データ持っていると思うのですけれども、それを積極的に売りに行く、買い取ってもらうというようなことは考えていくのでしょうか。

（企画部参事兼財政課長）現時点では考えてはおりません。ただ、今後についてはやはり先ほどの公売の件と同じように、今後検討していく必要があるのかなというふうには考えております。

（野本）まずは、31ページの使用料のところ、文化センター使用料というのが180万ありますけれども、説明はありましたが、これは面積がどのくらいで、坪単価どのくらいという設定なのか伺いたいと思います。

（自治文化課長）まず、面積でございますけれども、レストラン和廻舎に対します面積につきましては186.53平米となっております。

それから、総額というのは……

（坪単価の声あり）

（自治文化課長）坪単価。済みません。

（何事か声あり）

（自治文化課長）ちょっと出して……済みません。

（野本）これまでの使用料金の変動、変遷というのはあったのでしょうか。値上げしたとか、値下げしたとかということは。

（自治文化課長）文化センターの使用料につきましては、当初から一応金額の変更というのは、当初馬車道がまず運営されていまして、その中で金額については当初から変更がございませんでした。平成27年に公募によりましてレストラン和廻舎が馬車道にかわってとったわけですから

ども、それ以降180万円に変更はございません。

(野本) 先ほどと同じ55ページの財産貸付収入のところ、土地ですとか建物、駐車場、水面、水面は鴻巣カントリーというふうに聞きましたが、どのくらいの数でこの数字になっているのかというのを伺いたいのですが、あと主な貸し付け先というものも伺えればと思います。

(企画部参事兼財政課長) 順次土地、建物、全てという形でしょうか。

(何事か声あり)

(企画部参事兼財政課長) はい。まず、土地貸付料につきましては、主なものとしましては法務局、中央のそこの法務局です。それと、点在はしておりますけれども、交番あるいは駐在所といったもの、あるいはこのすたんぽぽ翔裕園、それと資源回収の中継積みかえ集積所等になっております。それと、建物貸付料につきましては、旧水資源開発公団の社宅が宮地1丁目地内にございまして、そちらのほうのアパート形式のもの3件という形になっております。それと、駐車場の貸付料につきましては、エルミこうのすの駐車場の、東口の駐車場ですか、その一番上の屋上部分だけが財政課の所管になっておりまして、そちらのほうの貸し付け、それと職員が利用しております駐車場の貸し付けという形になっております。それと、最後は水面貸付料につきましては、鴻巣カントリークラブということになっております。

以上でございます。

(野本) 件数も出ているのですか。それはわからないですか。では、わかりました。

次に、先ほどの土地売払収入のところ、不動産売払収入ですが、これは現金として入ってくるものが予算としてはこれかと思いますが、例えば納税の関係で現物で土地を納税されたとか、そういうものはここに当たるのでしょうか。

(企画部参事兼財政課長) そういったものは含まれてはおりません。

(野本) そういうものがあつた場合は、どういう扱いになるのですか。

(企画部参事兼財政課長) 税に関することで、現金ではなく物納という形で納められた形になるかと思いますが、その場合にはちょっと……



(何事か声あり)

(企画部参事兼財政課長) ちょっと私どもの所管のほうでは実務的にやっておりませんので、済みません。

(野本) では、次のページの57ページのふるさと寄附金が今回6,000万円というふうな見積もり、予算になっておりますけれども、きのうの委員会では補正で減額をされましたが、今回の見積もりの金額についてどのような根拠でつくられたのか伺いたいと思います。

(総合政策課副参事) 確かに今年度につきましては2,000万の減額ということで、6,000万円から4,000万円に変更しているのですけれども、来年度も6,000万という目標に意欲的な部分もあるのですけれども、6,000万の目標を立てている状況です。

以上です。

(野本) 6,000万という額がいければいいとは思いますが、これは何かこれに、目標に向けての考えている計画ですとか、何か対策はあるのでしょうか。

(総合政策課副参事) 今年度の8月から業務委託のほうしてございまして、商品のほうもその業者によって新しい商品の取り入れだとか、あとまた今後も、大野神社のほうで今嵐というアイドルグループのダルマが人気あるということで、そちらのほうも今後ちょうどラインナップしていく予定でおります。

あと、パンフレットのほうもふるさと納税用をつくりまして、今事業者、ふるさと納税に登録いただいている事業者35社ございます。そちらのほうのホームページのほうにもふるさと納税のリンクを張りつけていただいて、その事業者のホームページを見ても鴻巣市のふるさと納税をやっているということで、広くふるさと納税のほうを知っていただくように啓発をしていくところです。

(野本) あとそのページの下のお繰入金のお繰入金、こちらについて市債の償還ということで、この償還について、この見通しと伺いますか、計画というものをちょっと前後あわせて伺いたいと思います。

(企画部参事兼財政課長) 起債の償還につきましては、平成30年度から

平成34年度までのこの5年間で償還のピークということで、普通会計ベースで約48億、49億といった償還額が発生してくるわけですが、そちらに対して約15億円程度減債基金を積み立てておりましたので、そちらを今回3億円ということをお願いをしておりますが、おおむね3億円程度を取り崩して行って、残りこの後11億程度になりますので、その残りの34年度までのほうに充てていきたいというふうに考えております。

（竹田）地方債の件で、10ページに地方債の一覧が出ています。ちょっと申しわけないのですが、この中で新年度は16億円くらい合併特例債事業をやりますという本会議の説明、16億円だったよね、残りが16億だったっけ、本会議の中で合併特例債をどのくらい使うのかという質問があって、今年度はこれ16億って私のあれだったと思うのですがけれども……

（何事か声あり）

（竹田）残が16億円か。残が16億円になりますよというご説明だったと思うので、この中で合併特例債を使う事業をちょっと教えていただきたいと思います。

（企画部参事兼財政課長）それでは、上から順に申し上げます。コミュニティセンター改修事業、3番目の総合福祉センター改修事業、次の鴻巣保健センター改修事業、続きましてまたその下、郷地落排水路改修事業、ちょっと飛びまして9番目になるのですが、道路整備事業、その下の三谷橋大間線（2期工事）整備事業、それとその下、鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発事業、その下ふるさと総合緑道整備事業、その下大間近隣公園整備事業、ちょっと飛びまして小学校給食室整備事業、あとその下2つ飛びまして吹上北側生涯学習施設建設事業、都合11事業になるかと思えます。

（竹田）これは地方債で、合併特例債事業もちょっといろいろ事業の中でこの地方債を起す部分と、それとあと合併特例債を使う部分と、あとその後の償還に当たって7割交付になったりとかいろいろ計算していますよね。その一覧というのはいただけののでしょうか。例えばの話、

鴻巣駅の東口駅通り地区再開発事業の1億3,110万円の中で、いわゆる9割までが合併特例債で起こすことができ、そのうちの償還のうちの7割が交付されるとかいう仕組みになっていますよね。だから、そういうことの中で、いわゆる合併特例債も含めて地方債の償還との関係で先ほど30年から34年にかけてたくさん返済の時期が一番ピークですというふうなご説明もされていますが、そういう見通しにかかわる返済計画とか、借り入れ計画とかというのはつくっていらっしゃるのでしょうか。例えばさっきの話、鴻巣駅東口駅通り地区再開発事業債として1億3,110万円を起していますよね。そのうちの9割が合併特例債事業に充てるという考え方でいいのかどうか、ちょっとそういう。

(企画部参事兼財政課長) 合併特例債につきましては、基本的には起債の対象事業費に対しまして95%が充当率になっております。その95%相当分に対して70%が後年度に交付税として算入されるという仕組みになっております。

(竹田) ということは、今教えていただいた11事業の中の95%は合併特例債として起債を起してやって、残り分は単独の地方債を起して、そのうち7割が交付税で算入されるという計算式はもうつくっていらっしゃいますか。

(企画部参事兼財政課長) 一応今年度の借り入れまでを見越したときに、例えば今の理論計算で90%の借り入れに対して70%の算入ということで……ごめんなさい。95%の充当率で70%の交付税算入といったときに、ではその起債の償還の額に対して何割相当が交付税として措置されるかというような見込みは立ててはおります。

(竹田) それで、すごく今後大事なところで減債基金を使って返していくと、今回は3億円の繰り入れを行っているというところで、今後の財政計画として見通しを立てていく上で大事だと思うので、立てている資料をこの委員会に出していただくことができるかどうか、ちょっと委員長、諮っていただきたい。

(委員長) 資料。出せるものと出せないの、ちょっと検討……よろしいですか。

(企画部参事兼財政課長) ちょっと検討させていただくということでもろしいでしょうか。

(竹田) 出るかどうかを検討する、出すかどうかを検討する、資料もつくるかどうかという。

(企画部参事兼財政課長) そうです。その両方ということ。

(竹田) つくっているでしょう。

(企画部参事兼財政課長) 見込みとしてはつくっています。

(竹田) つくっていらっしゃるのですよね。だから、30年から34年にかけて一番返済のピークですというふうにお答えいただいているのだ。つくっているものを出していただきたいということなので、出すかどうか検討するというのは何ゆえに検討しなくてはいけないのか。あるのだったら資料として出していただきたいというのが一番当たり前のことだというふうに思うので。だって、市民の皆さんの税金使って仕事をして、これからこれだけのことになるのですと、だからご理解いただきたいという資料になっていくわけだから、私はちゃんと出すということでご返事いただきたいなと思うのです。なぜ検討するのかというのがよくわからない。

(企画部長) これあくまでも当初予算の中でということで、実際に事業を進めていった中で、事業費が確定して、この数字が多少動きます。恐らく動くと思うのです。その辺も含めた中で、そんなに時間はいたがなくとも大丈夫だと思うのですけれども、そこら辺も含めた中でちょっと検討させていただく時間をちょっとだけいただければなというところなんです。あくまでも現時点だと見込みになりますので、最終的には決算とかなんとかで確定しますということになりますので、その辺動くということでどの時点で捉えていいのかということも含めてちょっと検討させていただければなというふうに考えています。

(竹田) 物事というのは、予算があって、当然動いて最終的に決算で明らかにしていくというわけだから、この当初予算をつくるに当たって3億円減債基金から繰り入れるということは、そのときの根拠があるからこそ3億円を平成31年度に入れるのですよというふうにするわけだから

ら、動くのは当たり前だということを前提に予算というのをつくっているのですよ。そういうことをみんな承知で予算の審議するわけだから。その執行した結果、執行残がどのくらいあったかというのを決算でやるわけです。そういうことを承知でみんな委員会に臨んでいるわけだから、この予算ベースでどうなのですかと、その予算ベースの中でさっきの言った根拠を示してきているわけだから、私は何でそこでまたちゅうちよする必要があるのかなと。あくまで予算の段階でこうなのですと、例えば合併特例債を使わない事業もあるわけだから、そうすると基本的には何年かで償還してこういう予定ですということにしていくわけだから、何でちゅうちよするのかなと。扱っている資料をそのまま出してくださいねとお願いなのですが、そこでちゅうちよする理由というのは何かあるのですか。物事というのはみんな動くことを前提に予算って審議しているわけだから。何か逆に、逆の物の言い方すると、きのうの話ではないけれども、ある資料は出しますというふうに言うておいたほうがよっぽどわかりやすいと思いますよ。きのうのきょうですよ。その認識が変わっているかどうかというのを私は問われると思う。いいでしょうか。

（企画部長）決して出さないというふうに申し上げているわけでも全くなくて、様式とか資料というか、細かい数字がどこまで必要なのかというところも含めて検討させていただきたいと。前提は、あくまでも現時点だと。先ほど申し上げましたけれども、決算で確定ということになりますので、そこを大前提としてご理解いただいて、逆に数字だけがひとり歩きするというのも若干我々としても危惧をする部分も多少ありますので、決して出さないというわけではなくて、少し内容等を詰めさせていただきたいというふうをお願いをしているところです。

以上です。

（竹田）出さないということではないということだったので、出すということ。出さないということではないということだから、出すということですよ。そういうことですよ。よろしいですね。確認します。

(企画部長) その辺も含めて、全く出さないという、シャットアウトしているというわけではないということをご理解いただいた上でちょっと検討させていただきたいということです。

以上です。

(委員長) ちょっと待ちましょう。

(竹田) ごめんね。私ちょっと頭が悪いので。すぐちょっと回転がうまくいかないのですけれども、資料として出るのか出ないのか、目の前に出てくるのかだけ一番現実的でわかりやすいので、教えていただきたい。出さないわけではないというふうにおっしゃったので、では出るのですねというふうにおっしゃったら、はい、出しますというふうにスムーズに返ってこなかったもので、あえてちょっと私、頭が悪いので、回転も悪いので、お尋ねをしますけれども、とにかく減債しなければいけない、償還しなければいけないと、ここに予算が当然出ているわけだから、そこに至るまでの資料を下さいということで、その資料は出していただけますか。

(企画部長) その辺も含めまして再度検討させていただいて、そんなに時間いただかない中で、ご回答させていただきたいと思います。

以上です。

(竹田) わかりました。では、さっきの回答するということでしたので、出すためにどうするかということではなく、出すか出さないかを出さないわけではないけれども、検討して回答するというのが執行部のご答弁でしたので、ではそのように受けとめておきます。

続いて、継続事業の中で、ごめんなさいね。9ページに債務負担行為でペーパーレス会議システム導入業務ということで、これはタブレットで購入するための予算になっていますけれども、何台分でやるのかということ……

(委員長) 9ページ。

(竹田) 9ページです。債務負担行為と。

(情報システム課長) ペーパーレス会議システムにつきましては、今のところ調達の仕様としましてはタブレット25台で予定しております。

（竹田）どのような活用というのを考えていらっしゃるのでしょうか。例えば幹部の人だけが25台持つのか、使い回しをしているんな会議のときにはもうタブレットでその会議に置いてあるとかということも含めた活用方法について。

（情報システム課長）今回導入を予定しておりますペーパーレス会議システムの内容なのですが、非常に狭いエリアで活用する無線LAN方式のネットワークを予定しております。ですから、自宅からタブレットでインターネット網を使って会議資料を見たりとかというシステムではなくて、こういった会議室の中にサーバーを置いて、アクセスポイントもアンテナ立てて、この会議室の中にいる方にタブレットをお渡しして、資料を見ていただくという形になっています。管理につきましては、情報システム課でシステム一式を管理しまして、会議で使いたい課のほうからの貸し出し申請によってお貸しすると。だから、特定の部署とか特定の役職の方にタブレットをお渡しして管理していただくという方式はございません。

以上です。

（竹田）はい、わかりました。私みたいに時代になかなか乗れない者もちょっと心配するのですが、タブレットの使い方というか、皆さんふだんからパソコンに向かってやっけていらっしゃるもので、すぐ使えるということが前提の会議だということでもいいですね。

（情報システム課長）皆さん、スマートフォンが大きくなったようなイメージになりますので、会議の際にタブレットを1人1台ずつお渡ししまして、そのタブレットのアイコンで会議システムというのをタップ、押してもらいますと、メニューが立ち上がります。その中で、ではきょう会議する資料のフォルダをあけてくださいということで、そこをまたタップしてもらいますと、PDF化されたデータのほうが見ることができるような形になりますので、特に操作難しいということはなく、見るだけです。あと送るのも指先で画面を送っていただければ次のページとか進めますので、かえってパソコンの操作よりは楽なのかなとは思っております。

以上です。

（竹田）そういう時代なので、ペーパーレスというのは本当に紙ごみは多いなというふうに感じますので大事ですけれども、今後だから当面は25台で情報管理のほうで管理していただいて、使いたい会議のときに持ち出してやっていくということですが、今後は平成34年までの事業なのですよね。その効果についてはどのように検証されてくるのでしょうか。

（情報システム課長）今回の導入して、実際どんな場面で使えるか想定してみましたところ、紙の資料が多い会議、ちょっと活用できるのではないかということで、こちらのほうで今想定しておりますのが経営政策会議であったりとか、副部長会議、あと契約関係で指名業者の選考会であったりとか、指名業者の選考委員会ですか、こちらのほうが年間24回とか23回行われますので、こちらのほうでちょっと試算をしてみました。実際金額的な影響なのですが、紙の単価であったりとか、印刷のコストなどをかけ合わせてみました。そうすると、大体年間で直接的に費用としては4万円程度、印刷と紙で抑えることができるのですが、それ以外にも職員が資料を印刷したりとか、組み込んで製本したりとか、あと資料が間違えて差しかえ対応する、そういった手間が随分減るということなので、通常の業務がまた違う業務に割り当てができるということで、そういった面のほうのメリットのほうが大きいのかなというふうに考えております。

以上です。

（竹田）はい、わかりました。ペーパーレスの時代ついていかなければいけないかなというふうに思いますが。

22ページ、23ページで、財政課の最後のところに株式等譲渡所得割交付金補正が前年並みの5,000万なのですけれども、これはやってみないとわからない数字なのですけれども、平成29年度決算では8,700万円くらい最後計上されたのですね。そういう点からいうと、実績から見ても前年度並みの計上であるけれども、どうなのかなというふうにちょっと思ったものですから、その5,000万の実績との関係で考え方をお聞かせください。



(企画部参事兼財政課長) 株式等譲渡所得割交付金なのですけれども、経済動向にかなり左右されておりました、なかなかはっきりと見込むのが難しいというのは実態でございます。例えば平成28年度を見てみますと、当初予算8,000万で計上しておったところなのです。これは、県からの交付金の見込みに基づいて8,000万という金額を予算計上したのですけれども、決算で見ると3,700万ということで、かなり歳入が割れてしまったという結果がございます。それに反しまして翌年、29年度は5,000万の当初予算に対して8,700という予想を立てております。今回5,000万の根拠ですけれども、基本的に県の見込みとしてはほぼほぼ前年並みだろうというような予測を立てておりますので、基本的に前年同額ということで予算のほうは計上させていただいております。

(竹田) わかりました。県からもそういう見通しなども示されて、ですからいろいろ配当割交付金とかいうことも含めれば、地方譲与税も含めた、これは全て県からある程度こういう数字というのは示されてきているというふうに受けとめていいのでしょうか。確認します。

(企画部参事兼財政課長) 地方譲与税につきましては、県からの通知ではなくて、こちらのほうで地方財政対策、あるいは地方財政計画というものが国から出されております。その中で、その地方譲与税の伸びですとかというものが出されておりますので、それを勘案して計上しております。提案説明の中でもご説明したところですが、3款の利子割交付金から9款の新しくできました環境性能割交付金、ここまでが県からの見込み通知が来るものとなっております。

(竹田) 続いて、34、35の情報システムの国庫支出金で、これが去年なかったものですね。これについては、計算式も示されていて、86万4,000円の3分の2が入るということと、中間サーバー交付金としての数字が示されて、この数字の根拠だけちょっとお尋ねします。

(情報システム課長) 国庫支出金のうち、システムの整備補助金になりますが、こちらにつきましては児童福祉システムの中の標準レイアウト、項目がふえたり減ったりする改修が必要になります。こちらにつきましては、改修見積もりをとったところ80万円と消費税ということで、86万

4,000円が必要になります。補助金のほうは、その3分の2出ますので、57万6,000円が補助金として支出、交付されるものとなります。

それと、もう一点の中間サーバーの交付金なのですが、こちらにつきましては市のほうの負担が年間で674万4,000円、負担がかかっているところなのですが、この中で各団体、地方財政の措置分が371万円、国のほうが国庫の補助金で出る国庫措置分につきましては今回の303万4,000円になります。この割合、金額につきましては、国のほうの定めでもう通知が来ておりまして、鴻巣市に交付される金額につきましては、この303万4,000円となるという通知のほうが来ております。それが根拠となっております。

以上です。

(竹田) それから最後に、50、51ページの県支出金の7目の消防費県補助金の中の危機管理、地域防災力強化事業補助金として1団体10万円の2団体分としてやっています。その団体と、あと自主防災の組織率というか、どこまでここではなるのかお尋ねします。

(企画部参事兼危機管理課長) まず、こちらのほうの県の補助金の内訳ですけれども、新規設立団体は5団体見込んでおりまして、全て設立したからといって購入するということ少ないですので、そのうち2団体分申請があるものと見込んで2団体ということで計上させていただきました。自主防災の組織率、少々お待ちください。現状で申し上げますと、団体数としましては10月1日付が最新のデータ更新なのですけれども、111団体、組織率のほうは61.56%ということになっておりますので、わずかですが、毎年上昇のほうはしております。ただ、県内におきましてはなかなかまだ県の平均まで達していない状況がありますので、現在いろんな未組織の自治会のほうに呼びかけて設立をお願いしているというような状況です。

以上です。

(竹田) 自主防災組織ができなかったとしても、例えば防災訓練とかいろいろやっているところもありますよね。そこからつなげていくという努力も消防署の皆さんもぜひやってくださいと言って、いろいろあると

思うのですけれども、そういう中で自主防災組織率は吹上なんかもう100%になっているのですよね。あとは鴻巣と川里でうんと頑張らないといけないというところですが、でも避難訓練とか防災訓練をやっている団体もあると思うのですが、そこら辺なんかはつかんでいらっしゃいますか。

（企画部参事兼危機管理課長）自主防災組織に限って防災訓練等、避難訓練含めましてやっているところにつきましては、極力届出書というのを出していただいております。それというのが防災訓練もけががあるなしということで考えますと、決して起こらないということは言えませんので、万が一を想定しまして、届け出をしていただかないとその補償が受けられないという理由で、自主防災会組織の中でやっているところは把握しておりますが、自治会で、自治会としてやっているところについては把握のほうはしておりません。

（竹田）お尋ねをしますが、先ほどの危機管理課としてはつかんでいないけれども、自治会の活動としてそういう防災訓練とか、そういうのをやっているとかという、補助金を交付していますよね。だから、この交付するに当たってどういう活動をしているかというところでの防災訓練、避難訓練をしている部分ではつかんでいらっしゃいますか。

（自治文化課長）自治文化課として捉えているかということなのですが、田間宮の防災訓練につきましては、会長のほうから案内文のほうが来まして、そちらのほうに参加しております。そういった中で、防災訓練の状況、どういうふうに行っているのか、またそのほかですと松原ですとか、そういったところで実施しているというのは把握はしているのですけれども、各自治会で実施しているかというのは、申しわけないので、把握はできておりません。

（竹田）ちょっと今後のお願いなのですが、例えば先ほど危機管理と自治文化の関係の中で、今度は変わってしまうのか、自治文化は。

（自治文化は市民課の声あり）

（竹田）市民環境に行ってしまうのだよね。でも、同じ市役所の中だから。やっぱり自主防災会組織の組織率というのはすごく大事で、いざと

いうときに地域でどうつながるかというので大事だと思うので、ちょっと連携をとりながら、補助金を交付しますよね、世帯数によって。1世帯幾ら。それに当たって、世帯数のとあわせて例えばやっている活動などについても、項目として出していただくようにしているのでしょうか。その報告書の中に。自治文化のほうで。

（自治文化課長）自治会の運営交付金というものをお渡ししているわけですが、これにつきましては当然実績報告書のほうを自治会のほうから上げていただきまして、そちらのほうで適正に把握をしているということになっております。

（竹田）そういうことだったら、補助金出して報告していただいている、中ではぜひうまく進みそうなところはちょっとタイアップしながらやっていただくといいかなと、特に県の平均よりもまだ追いつかなければいけないという状況だったら、ちょっとタイアップしながら自主防災会組織を高めていくというかな、組織率を高めていく努力もお願いしたいなと思いますが、同じ庁舎の中でいかがでしょうか。市長政策室としてはそういうふう考えられるかどうかも含めてお願いしたい。

（自治文化課長）自治会なのですけれども、自治会の団体につきましては、人数の少ないところから1,000世帯というところで、全て自治会がやったり協力、広域で協力していかないといけないところもありますので、そういった自治会の間においてそういった協力体制を得られないと、なかなかそういった自主防災会組織ができないというのも当然ございますので、その辺につきましてはまた今後検討してまいりたいと思っています。

（中野）3ページで、第4条に一借が出ていますよね。これは、去年も15億だったかな、たしか。金額変わらないのです。そう考えたときに、お聞きしたいのは、実際この第4条で一借の金額払っていますけれども、去年、おとし、ここ数年でいいです、実際この実績はどのくらいあるのですか、一借の実績は。最高限度額が15億に定めているけれども、実績どのくらいあるのですか。

（委員長）暫時休憩します。

(休憩 午前9時50分)



(開議 午前9時50分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(会計課長) お待たせしました。実績なのですが、30年、29年、28年と実績はございません。詳しい数字はちょっと今手元にないのですが、26、27はあったということです。数字のほうはちょっとご用意していないので、26と27の実際の数字は、今現在把握はしておりませんが。

(中野) そうすると、26、27は実際に一借をしたのだと。だけれども、28、29、30は一借はしていないというような答弁でしたよね。当然年度当初資金的にショートしてしまうということから、この一借程度があるわけですけれども、実際この一借制度は今大体金融機関から借りる場合に金利はどのぐらいになるのですか。一借ですから、割と金利で低くないと思うのです。だから、それはどうなっているのか。

(会計課管理者) 先ほど課長のほうから申し上げました平成26年度に一借をやったときは、短期プライムレートということで、たしか1.6%(P.21 「1.475%」に発言訂正)くらいだったと思います。済みません。正確な数字は今把握していないのですけれども。

(中野) まずお聞きしたかった、31年度は一借あるかどうかはちょっとわかりませんが、特に年度当初に大きな事業をやるということになれば、当然一借しなければならないのだけれども、私が言いたいのはこの1.6%、短期プライムで1.6%というようなことになったときに、例えば我が鴻巣市はかなりの積立金持っているではないですか。そうすると、その積立金が、今どき不景気であって1.6なんかついていないと思うのだよね。そうすると、そういう点ではやっぱり先に一借にするよりは、そうしたものを一時的に流用するというようなことがやっぱり財政的には私は、特に金利、利子考えたときにそのほうが良いような気がするのだけれども、それは財政の担当課としてどう考えておられるか伺いたいということです。

(会計課長) 今ご質問のあったとおり、一借で借りるよりもということ

ですので、そのために財政調整基金というものがございます。これで繰りかえ運用等をいたしまして、一時的に一般会計に繰り入れて運用しております。

以上です。

(中野) 恐らく28、29、30はなかったのではないかと思うのですが、やっぱり当然ここの鴻巣市の一般会計予算の中で歳入歳出の中で4条、これは確かに万一の場合そうした限度額を書いておかなければいかんというのは私は承知しているのです。だけれども、やっぱり実態はそういう、先ほど申し上げたようなことで、これからもその範囲内でできるのであれば、極力一借を抑えていくということのほうが財政的にいいと思います。金利が昔みたいで6%、7%、8%なんてついている時代ではないものですから、預け入れの金利が、だからそんなことで今後もそうしたことをしていただくということを1点お願いだけしておきます。

それから次、私のほうはそんな細かいことはやりませんので、63ページですが、これは職員課のほう、例えば埼玉県中央広域、要するに県中央広域事務組合、さらには埼玉県後期高齢者医療広域連合、これらについて毎年このように必ず雑入のほうで受けてくるというものですが、こういう方式というのは、自治体というのはこういう方式が多いのですか。と申しますのは、私も例えば民間、私は企業をやっておったものから、民間なんかでいうと例えば出している側、出向している側が出向先に対して、出向もとが出向先に対してやはり必ず請求をすると、その出向先に、ということで、それでということにしているのです。だから、これは当然やり方として当然年1回こういう形で鴻巣市のほうから県中央広域だとか、高齢者広域なんかに請求してやっているのですか。だから入ってくるのでしょうか。と思うのですが、その実態はどうなのですか。事務的な手続として。

(総務部参事兼職員課長) 年度末に請求をいたしております。

(中野) 請求に基づいて向こうからこっちへ入ってくると。したがって、毎月の給与、期末手当等については、鴻巣市のほうから本人に支払われているということですよ。その逆というのはないのですか。例えば県

央のほうとか、広域のほうで払っておいて、そして逆に向こうから鴻巣市に請求が来るというやり方をしているところはないのですか。みんなこの方式ですか。

（総務部参事兼職員課長）職員派遣の方法としまして、鴻巣市では3種類ございます。1つが地方公務員法に基づく派遣、研修派遣、その部分についてはこちらで歳入で入ってくるわけですけれども、それから地方自治法に基づく派遣、これにつきましては先方の業務を先方の給与支弁で行うという形でやっているもの、それから公益的法人への派遣ということで、商工会であったり、観光協会であったりと、この3種類がございます。このうち委員がご指摘のお給料等が全て支弁される部分については、県央の埼玉県央広域事務組合の部長級が1人、それから鴻巣、行田、北本の資源組合のほうの職員が2人、こちらについては先方の支弁で……失礼しました。県央のほうではなく、大変失礼しました。埼玉県央広域事務組合のほうについては、こちらに返ってきている状況です。この金額でございます、1人分については。申しわけありません。2人分について先方のお給料でお支払いをいただいているのが鴻巣、行田、北本の資源組合の2人、そちらが先方の給与で支払われている状況になっております。

（中野）その場合、例えば今給与面はこういう形になっているけれども、では休日等の問題については全て出向先に従うという形になるのですか。例えば市役所の場合は大体土日祭日休みになっていますけれども、中にはそういうようなところがないようなところないのかな。あれば、休日等については向こうの状況に合わせてというようなふうに出向契約をするというのは、私ども民間の場合そういうこともしているのですけれども、自治体の場合にはほとんどが土日祭日休みだから、休日についてはもう全て鴻巣市と同じというふうになるということでもいいのかどうか。

（総務部参事兼職員課長）休日等の服務につきましては、基本的には先方の服務になります。委員ご指摘のとおり、一部事務組合ですとか、そういったものはほぼ同じですけれども、公益的法人、私も派遣で行って

いたわけですがけれども、観光協会等、そういったところは先方の休日に従って勤務を行うという状況になっております。

(中野) では、これ最後になります。

そうすると、当然そういうものについては一切の、例えば共済会費も含めて一切のものについて鴻巣市が当然支払っていくと、負担するということでいいですね。

(総務部参事兼職員課長) 公益的法人等につきましては、派遣の先でお支払いをいただく部分というものが通勤手当、それから職員によっては管理職手当、それから勤勉手当、こういったものについては原則として先方で支払うと。これら細かいものにつきましては、鴻巣市と派遣先との協定に基づきまして、細部を決めているという状況になっております。

(中野) そうすると当然出向するとき今言ったように3種類あるにしても、いずれにしても退職金については当然勤続年数にトータル加算するというふうにししないと本人ふびんがあると思うので、加算すると思うのですが、加算はしていますよね。

(総務部参事兼職員課長) 鴻巣市のほうでお支払いをしておりますので、加算をしております。

(委員長) ほかに質疑ございますか。ないですか。

(なし)

(委員長) 切りがよろしいので、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時03分)



(開議 午前10時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

会計課管理者から発言の訂正について出ておりますので、お願いします。

(会計課管理者) 済みません。貴重なお時間を拝借いたしまして、申しわけございません。

先ほど中野委員さんの一時借り入れの利率、私1.6%と申し上げたのですが、1.475%の誤りでございました。大変申しわけございませんでした。

(委員長) 発言についてご了承願います。なお、字句については、整理



については委員長に一任願います。

それでは次に、歳出について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で歳出についての説明が終わりました。

これより質疑を求めます。

(矢島) 初めに、人件費資料からなのですけれども、特別職、一般職もそうなのですが、共済費が共済組合の負担率の上昇等によって上がっていますけれども、共済組合の負担金の負担率の引き上げ理由というものを教えてください。

(総務部参事兼職員課長) 厚生年金保険分の共済費の負担率の部分が増加をいたしておりまして、0.08993だったものが0.0915、プラスの0.00157の影響になっております。

(矢島) 共済組合の負担率の引き上げと、あと期末手当も影響しているということなのですが、それぞれの影響額についてもしわかれば教えてください。

(総務部参事兼職員課長) 共済組合の負担金の伸びた部分ということでしょうか。

(対前年比の声あり)

(総務部参事兼職員課長) ちょっと内訳については、申しわけありません。持ち合わせていない状況でございます。

(矢島) 次に、90、91ページ、中段の公共施設等マネジメント事業ですが、主なものとして研修とか情報収集ということですが、その内容、どんな研修、どんな情報収集をするのかお聞かせください。

(企画部副部長兼総合政策課長) 主な研修としましては、アセットマネジメント推進会議が県で主催しておりますけれども、それを定期的に会議に出席するのと、あとは国が不定期ですけれども、PPP、PFIの説明会といいますか、推進するに当たっての会議を行っておりますので、そういうところに参加するもの、あと先進事例とかありますので、そういうところの視察等を行っているところです。

(矢島) それら研修に参加したの、担当課としての評価をお聞かせくだ

さい。

（企画部副部長兼総合政策課長）今後公共施設を整備していくに当たっては、やはり財政的にどこの市町村も厳しいものですから、まずPFI等を取り入れることが前提であるという国の考え方があります。今20万人以上の市では、優先的検討規定ということで、まずPFIとかの手法を規定をつくって考えなさいということになっております。それは、平成27年にそういう通知が来ておりまして、通知というか、要請が来てまして、以降人口が20万未満でもそういう規定をつくりなさいというような話が来ておりますので、そういうものの情報収集、それと先ほど先進市の視察と申し上げましたけれども、そういうところに、池袋に駅前に庁舎がありまして、そこは再開発だったのですけれども、そういうところに庁舎とマンションとか、そういうのが一緒になっている、そういうような事例等を参考に研修に行ってみまして、本市にどう取り入れられるかどうかというところの検討を行っているところです。

（矢島）この研修会等々の参加については、公共施設の個別計画の策定を見据えての研修参加だったりとかというふうですが、今後公共施設の個別計画を策定するに当たって、しっかりとこういう研修に参加しているわけだから、例えばこれを策定するときには今後はコンサルは入れるのか、独自でつくれるのかについてお答えください。

（企画部副部長兼総合政策課長）個別施設計画につきましては、昨日から申し上げているところでございますけれども、国では平成32年までには策定するということとされております。個別施設計画につきましては、作成の方法、手法、またどういう内容かというところが今市町村でさまざまな考え方がありますので、今そこを精査しているところですけれども、今のところコンサルを入れる予定ではなく、自前でやっていく予定になっております。

（矢島）次、95ページです。94、95。一番下のほうのシティプロモーション推進事業です。

ドローンの購入計画を立てているようですが、これ資格を取るということで、1人10万円程度かかるというようなお話でしたけれども、どの部

署の職員を対象としているのかお聞かせください。

（総合政策課副参事）31年度の予算には3名の受講を予定しているというところで表示させていただいておりますが、現時点で広報部局の秘書課、あとはシティプロモーションの部である総合政策課、観光部局の産業観光課からの受講を考えております。

（矢島）このドローンというのは、災害対応にも有効な手段の一つではないか、やはり職員の危険ということもあるので、そのときにドローンは非常に有効なのではないかなというのを容易に想定できるわけですが、なぜそちらの部門の職員を資格取得に当たらせないのか、その理由についてお聞かせください。

（総合政策課副参事）委員のご指摘のとおりだと思うのですが、まずシティプロモーションということで、まず観光、鴻巣のPRを先に考えさせていただいております。後に今委員さんがおっしゃったように災害でも活用できるように今後32年度以降にでも1名、2名ふやせていければと考えております。

（矢島）やはり災害対応というのは非常に重要だと思います。シティプロモーションとどちらをどちらとは言いませんけれども、非常に重要だと思います。そこを今のような答弁ちょっと残念だったので、将来的にはどれくらいの人数の有資格者を想定をしているのでしょうか。

（総合政策課副参事）各部局で1名、2名から配属できるようになればいいかなと考えております。

（矢島）そうすることによって、例えば人事異動にも柔軟にというか、即対応ができるというふうにお考えでしょうか。

（総合政策課副参事）最初は3名のスタートになりますが、後々人数をふやしていきまして、その職員の中で自前で講習とかができるようになっていけばいいかと考えております。

（矢島）自前の講習をすると、ドローン操作というのが可能なのでしょうか。資格取得との関係についてはどうなのでしょう。

（総合政策課副参事）飛ばすのにも確かに規制というのがあるのですけ

れども、例えば高さが150メートル以上か以下かということがまず基準となっております。以下であれば、高さの部分では問題ないということになっていきます。

（矢島）1点要望というか、先ほど言いましたように災害対応に有効な手段なので、人数については今現在そういうような考えをお持ちでしょうけれども、ぜひとも災害対応に直接当たるような部署のほうから3人のうちで1人入れるというような考えを持っていただきたいなと思います。

それと、ドローンってすごい発信力がある事業だと思うのです。何でこんなに注目を浴びないのかなと思うくらい。例えば新聞紙面でも鴻巣市の当初予算、こんなものを主な予算、こんなものとかと上がってくるけれども、そういう中にもドローンというのは全然出てこない。それから、市長の施政方針の中にも出てこない。もっと、もちろん予算が通らなければ何もできないのはわかりますけれども、こういうことを考えているということをもっともっとアピールしてもいいのではないかな、すごく注目を浴びるのではないかなと私は思ったのです。何かPRが非常にうまくないのかなと思っているのですけれども、どうして今回市長の施政方針の中とか予算の中にも出てこなかったのか非常に疑問が残るのですけれども、その辺の考えはどうなのでしょう。

（総合政策課副参事）今委員のおっしゃるとおり、PRが確かに下手であったなと反省する次第です。今後来年度にシティプロモーションの中で動画制作コンテスト事業というのを考えております。そちらのほうでは、ドローンの活用とかも進めていきたいと考えております。以上です。

（企画部参事兼危機管理課長）先ほど災害対応の関係ということでご質問いただいておりますので、災害が発生したときのドローン活用につきましては、これまでの被災現場も多大なる効果があるというふうには言われております。ただし、災害発生したときに、うちのほうの担当としましては、災害対策本部の運営、またはほかからの要請等の処理とかいうことで、直接動くことができません。ただし、うちのほうから指示い

たしまして、情報収集の担当のほうに使える者がおれば、それらで活用していきたいと考えております。

以上です。

(矢島) そうですね。危機管理もそうでしょうし、例えば土木建築の職員がその対応に当たるということも、より専門的な知識を持っている人が当たるということも必要なのではないかな、ぜひ災害というほうにも目を向けていただきたいと思います。

次です。99ページ、情報システム事業、ちょっとどこだかわからないのですけれども、先ほどもう既に9ページのところで質疑があったのですけれども、ペーパーレス会議システム導入業務ということで質疑があったのですけれども、私もこれ聞こうと思ったのですけれども、全て了解しました。

1点だけです。今回庁内でということだったのですけれども、議会に導入しない理由と、議会についてはどのような議論がなされたのか。その辺についてお聞かせください。

(情報システム課長) 今回導入しますペーパーレス会議システムにつきましては、本当に狭いエリアでの活用を想定して導入するものでございます。しかしながら、本当の意味でのペーパーレスを想定しますと、やはり議会においてもこういったシステムの運用ができないものかということで、担当者のレベルではちょっと協議をさせていただきました。その中で、やはり議会に導入する際には今回導入するシステムではなくて、インターネットを利用したクラウド環境によるペーパーレス会議システムのほうが現実的であるということの話になりました。その際、別途通信料とかが必要になってきたり、クラウドの環境にまた機密性の高い情報を保存するため、強固なセキュリティー対策の検証などが必要になるというような話になりました。

また、議会事務局と議会の間でまたすり合わせ、協議する事項がまだまだたくさんあると思いました。例えば全てデジタル化してよいのかどうかという文書、かえって紙ベースのほうが見やすいという場合も想定されます。例えばAの資料を見ながらBの資料を参考に見るといった場合は、

紙ベースだと両方あけて見ることでできますけれども、タブレットだと半分になってしまうので、非常に見づらいことになると思います。また、そもそもの本会議の議場にタブレットを持ち込んでいいのかということもありまして、その辺は議会事務局さんと議会のほうでちょっと細かいすり合わせをやっていただいた後に、導入のほうについては導入の検討に向けて引き続き協議をしていきたいと思いますという話になっております。以上です。

（矢島）では、担当の中では議会という話も出たけれども、現行のシステムではなくて、もっといいシステムを使ったほうが議会としてはいいのではないかという、担当の中ではそういう話があって、さまざまな障がいがあると。それは、例えば議会事務局と協議をしてかなければならない、それをクリアしていかなければいけない。では、議会事務局とそういう協議というのはどのくらい行ったのでしょうか。

（情報システム課長）今回の予算計上するに当たりまして、狭いエリアでのペーパーレス会議ですけれども、ほかに活用できないかということで、今回4つの会議をちょっと想定してシミュレーションしてみたのですが、ほかで活用できる場面はないかということで、議会だと資料も多いですから、そういった面で活用できないかと。ただ、今回本市が導入するシステムだと、会議室の中での取り扱いになってしまうので、実際役に立たないというか、余りメリットがない、議会で使うには今回導入するシステムだとメリットがないのかなという形の話をした程度です。以上です。

（矢島）今回行うやり方というのが先にあって、あるから先に進まないのであって、ではペーパーレス化を本当に進めたいのであれば、最初からベストに近いようなやり方でやろうということであれば、当然議会もその中に入ってくるのではなかったのかなと思います。本当に最初から狭い範囲でやるのだよということから始めてしまったから、全然考えが広がっていかないのではないかなというような気がします。現に議会もいろんなところに視察に行ったりとかするとき、職員の皆さんも随行で来ていただいています。ペーパーレス化だったりとか、議会改革、いろ

んな視察をさせていただいていますので、職員もその辺の情報はしっかりと持っているはずですので、もうちょっと情報だけではなくて全庁的に議論をしていただくことをお願いをします。

次に、103ページ、一番上のほうです。集会所等の補助事業。ここで集会所建設等事業補助金と、補助金がありますが、建設等ということですがけれども、ご存じでしょうけれども、市内の集会所かなり老朽化が進んでいます。そういう中で、集会所の建設とか補修だけではなくて、例えば耐震診断もこの補助の対象に加えることができないのかと、今後検討ができないか、それをお伺いします。

(自治文化課長) まず、集会所につきましては、地域の交流拠点ということで、非常に重要な施設ということで位置づけております。そうした中で、平成29年の4月から老朽化対策修繕の補助金を新設しております。それにつきましては、補助金の対象となるものが修繕費の総事業費が100万円以上、新築から20年を経過したものという条件で補助率50%、補助限度額を100万円として補助金を新設したところでございます。また、従前の一般修繕、部分的修繕でございますが、これまでは総事業費50万円以上で、補助金額30万円、補助率が25%だったものを50%に引き上げる改正を行いました。現在の要綱では、耐震診断については対象となっておりますけれども、当然昭和40年、昭和50年といった老朽化した集会所がふえているというのはおよそ60件弱ございまして、そういった意味でも老朽化というその認識は当然ございまして、ここの部分で修繕なのか、建てかえなのか、そういった当然問題も出てきていますので、とりあえず早急に29年の4月から集会所の修繕費を増額して対応した。今委員ご質問の耐震診断につきましては、近隣の市町村の状況を少し確認させていただきながら、今後住宅課のほうも同様の制度がございまして、その辺とあわせて確認をしてまいりたいと思います。

以上です。

(矢島) 課長のおっしゃるとおりです。修繕をするのか、建てかえをするのかと、どちらかと、やはり最終的には選択しなければいけない。そのときの判断材料になると思うのです。耐震診断結果というのは。ぜひ

とも、もちろん近隣の動向も大切なのですけれども、市として集会所をそれだけ大切だと思ってくださるのだったら、耐震診断も補助項目の一つに入れていただけたらと思います。もう一度見解をお願いします。

（自治文化課長）しっかりと近隣市町村の状況も踏まえて、また鴻巣市の実態をきちっと把握をしまして、また住宅課と補助金の二重支給、そういったところも注意しながら検討してまいりたいと思います。

（矢島）次に、120ページ、121ページ、中段の地域防犯体制支援事業の防犯カメラの設置についてお尋ねをします。

今回設置する防犯カメラについては、どのような経緯でここにつくようになったのか、その経緯をお聞かせください。

（自治文化課長）まず、市長のマニフェストにもございますように、県内で犯罪発生率が低い安全、安心な鴻巣を維持するということで、そうした市長公約もございまして、防犯カメラの設置について財政と協議した上で、今回6台のカメラを予算のほうで獲得したという状況です。

（矢島）場所については、もう決まっているのでしょうか。

（自治文化課長）いろいろと協議を現段階でしている中では、警察と協議をしているわけなのですけれども、犯罪の多い箇所等を警察のほうからピックアップしていただきまして、その中で今現在としましては鴻巣の市街地を中心に6台設置していく予定で今検討しているところです。

（矢島）ということは、これはちゃんと市民からの要望ということではなくて、あくまでも市長のマニフェストであるということ、今回設置しようとしている場所についての住民の皆さんへの説明等々については行っているのか、またはアンケートなりとか皆さんの意見は聞いているのかお聞かせください。

（自治文化課長）直接担当課のほうには時折住民のほうから公園とかに防犯カメラ設置できないか、犯罪抑止のためにもらえないかというところで、そういった問い合わせのほうは幾つか来ております。また、市長のほうも出先の中でそういったお話を聞いているということは伺っております、防犯カメラが時代の流れとして今犯罪抑止に大分使われている面がございますので、先日の事件等もございましたけれども、そうい



った中で防犯カメラによった映像というところで大分出たかと思うのですけれども、その辺が犯罪の抑止であったりとか、捜査の協力によって犯人逮捕といったところにつながっている部分もありますので、時代的に防犯カメラの設置というのは今後重要になってくるものというふうに認識しております。

（矢島）それはおっしゃるとおりです。犯罪抑止に大変効果的だなと思うのですけれども、反面やっぱり個人情報の保護ですとか、そっちもしっかりと考えていかなければいけないと思うのです。犯罪抑止だけに走ってしまうとそちらがおろそかになったりするということも当然考えられますので、そういう社会問題もあるのは当然ご存じだと思いますので、個人情報の保護についてはどういう見解を持っているのか、防犯カメラの設置と個人情報の保護の関係について見解を伺います。

（自治文化課長）防犯カメラにつきましては、鴻巣市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱並びに鴻巣市防犯カメラの管理運用等に関する要領に基づきまして、適切に運用を行っているわけなのですけれども、要綱の中では画像の利用基準や目的外利用及び外部提供について規定しておりまして、画像の内容は非公開となっておりますが、捜査機関等の犯罪捜査等に求めがあった場合につきましては、個人情報保護条例第13条第2項に基づいて外部提供の要否を判断しております。ですので、鴻巣市守秘義務について規定しているか、個人情報条例に基づいた運用で行っているということになります。

（矢島）例えば捜査機関と協定だったり、契約というのはないのでしょうかね。協定だったり、契約だったりとか、そういった情報提供に関するマニュアルというものというのは、今課長のほうから説明があったそれだけなのでしょうか。その要綱があるのと個人情報の保護の関係と、それだけなのでしょうか。例えば警察とどういうやりとりをしているとか、警察じゃないですね。捜査機関と言いましたっけ。捜査機関とどういうやりとりをしているとか、この防犯カメラの情報提供については、そういう協議というのをしているのでしょうか。設置に当たって警察等に協力をいただいているというのはわかりましたけれども、お答えくださ

い。

（自治文化課長）まず、警察のほうから鴻巣市防犯カメラ画像利用申請書というものを提出いただいております。その中で、防犯カメラの設置場所であります、今現在エルミアネックス、それからエルミこうのすの間にあるところに2台カメラが設置されているのですけれども、そちらについての該当の事件等があった場合に、利用の申請書に基づきまして調査のほうを、申請のほうを受理して、それを確認して情報を提供していると。それは状況です。

（矢島）済みません。ここの細かい話すると、防犯カメラを設置すると警察のほうから利用申請書が出てくると、それに基づいてさっき言ったようなこちらの判断基準として有効だったら個人情報保護だったり、そちらと照らし合わせて出すか、出さないかを判断する、防犯カメラの設置するともう警察のほう利用申請が出てきてしまうのですか。

（自治文化課長）現在申請に基づいて行っておりまして、特に警察と協議をして決めているわけではございません。

（矢島）事件が起きたときに個別に例えばいつからいつまでの情報について下さいということではなくて、最初から防犯カメラを設置している、利用の申請書が出てきてしまうのかというふうに聞いたのですけれども。個別の案件で警察が情報を知りたいというのではなくて、防犯カメラを設置してしまうともう利用申請が出てきてしまう、利用申請を出してもらおうというか、出てくるというものなのかということをお聞きしたのですけれども。

（自治文化課長）そちらにつきましては、警察のほうで犯罪が発生した場合におきまして確認をとりたいということで申し出があるものです。

（矢島）その都度ということですね。よろしいですね。はい。では、最後です。防犯カメラの設置について、今後の設置計画、どういうふうに進めていくのか、具体的な計画だったり、考えがありましたらお答えください。

（自治文化課長）当初警察のほうに伺いまして、該当、犯罪等のある場所をリスト化していただいております。そのリストをいただきまして、

鴻巣の市街地を今中心にどこに設置するかというところを調整をしているところでございます。

(矢島) 勘ぐりたくはないのですけれども、警察が例えばそのこのところの情報を入手したいがために、ここがいいのではないですかとかというようなことがなつてはいけないので、警察に言われたからということではなくて、ちゃんと市のほうでもその場所というのを確認はしっかりとしているのでしょうかという質問と、やっぱり防犯カメラを設置するときに住民の皆さんへの説明とかというのは、どういうふうに考えているのか、するのかもしれないのかも含めてその2点お聞かせください。

(自治文化課長) まず、現地調査含めて調査のほうは実施しております。その上で、個人住宅が入るかどうかも含めて、仮に業者に、決まっている業者ではないですけれども、今現在やっている業者を含めてどのぐらいの角度になるのかも含めて、そういった状況も確認しつつやっておりますので、個人が住宅が入ってくるような場合については当然事前に訪問して、伺つてという話にはなるかと思ひます。そういった意味で、十分に個人情報を含めた個人のプライバシー、そういったものについては配慮して設置していきたいというふうに考えております。

また、広く、例えば公園ですとか、道路ですとか、そういった主立った広く一般の方が公共の場というところを中心に今6カ所想定しております。

(何事か声あり)

(委員長) 住民への説明。

(自治文化課長) 済みません。住民への説明ということですがけれども、カメラの設置箇所が決まった段階で、影響があるかどうか含めて近隣住民に情報提供していく、またそれにつきましては自治会当然でございますので、自治会長を通じてそういったご案内等ができればよろしいかなと思つております。

(矢島) よろしいかな、やるということによろしいのでしょうか。

(自治文化課長) 実施してまいります。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 5 4 分)



(開議 午後 1 時 0 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど午前中、竹田委員からの要請がありました一般会計における公債費の償還(見込み額)についての資料がお手元にあるかと思えますけれども、お納めください。よろしくお願いします。

(野本) では、予算書の93ページから始めさせていただきます。

一番下の市民が主役のまちづくり地域懇談会事業について、大切な部分でもあると思いますので、これのどんな効果を期待して今年度進めていくのか伺いたいと思います。

(総合政策課副参事) 地域懇談会なのですが、副部長、課長職を含めた職員で各自治会(P.33 「自治会連合会」と発言訂正)のほうに行っているのですけれども、ことは8月18日、19日、25日ということで、地区によって希望日が異なりましたが、10会場のうち1回行っております。その中で自治会(P.33 「自治会連合会」と発言訂正)のほうから上がってくる意見なのですが、主に道路だとかごみの関係だとかということで要望が上がってきております。そういった各意見を集約しまして、それを一旦持ち帰り、原課に対応について回答いただいて、またそのまとまったものを自治会(P.33 「自治会連合会」と発言訂正)のほうにお返ししている状況です。

(野本) そうすると、今年度幾つ自治会、3自治会なのですか、3日の日程というのは。

(総合政策課副参事) 参加人数ということで。

(何事か声あり)

(総合政策課副参事) 失礼しました。ちょっと先に訂正をさせていただきます。先ほど私のほうで自治会と申し上げたのですが、自治会連合会というのを対象に行っております。

今回は参加者のほうが10会場で127名の参加がございました。

(野本) 予算ですので、31年度も同じように開催をしていくのか、その

辺のことを伺いたいと思いますが。

（総合政策課副参事）31年度も同じように行う予定であります。

（野本）次のページの95ページの一番上の定住促進事業、負担金の中に三世代住宅取得等補助金がありますけれども、ここで1,000万円が計上されています。これの内容、対象の人数というか、世帯数なのか、どのくらいを見積もっているのか、あるいはまたこれによって人口増というのが期待されているのかどうか伺いたいと思います。

（総合政策課副参事）まず、今年度の実績なのですけれども、1月末現在で申請件数というのが54件になります。その内訳としまして、転居で申請がありましたのが20件、転入で27件、三世代転入で4件、区画整理の転入が3件となっております。金額で申し上げますと、815万円の補助を行っております。新年度につきましては、転入を30世帯、転居を40世帯、区画整理と三世代、両方合わせた世帯を5世帯で見込んでおります。以上です。

（企画部副部長兼総合政策課長）人口の増加ということですがけれども、もちろん定住促進事業の中の一つとして三世代住宅取得補助金がありまして、子育て施策だとか健康づくりだとか、多方面の施策を展開することの一つとして定住促進はこの三世代補助もありまして、具体的にこれによって今何人がふえているということにはちょっとわからないのですが、子育て世代が転入超過になっているという事実はありますので、幅広い施策の中で転入超過になっているというふうに考えております。

（野本）当然この事業があつて目的があるのではなくて、目的があるからこそこの事業に到達しているというところを、一番実施する担当課によく把握をしていただきたいなということなのです。それを踏まえて、次がその下の、もうちょっと下にありますまち・ひと・しごと創生総合戦略運営事業、これは前は28年3月に策定して、今年度までの計画でありますので、これの今後の展開、今年度を踏まえた今後の展開ということで予算組みがされていくと思うので、その政策的なスケジュールを伺いたいと思います。

（総合政策課副参事）今年度におきましては、11月9日に文化センター

のほうで懇話会のほうを実施しております。そのときに議題となりましたのが、鴻巣市の人口動態、総合戦略の進捗状況、30年度の取り組み、各団体の活動事例ということで議題のほうを進めさせていただきました。まち・ひと・しごとなのですけれども、こちらのほうが31年度に終期を迎えることになりますので、第2期の改訂版を来年度策定する予定であります。

以上です。

（野本）このまち・ひと・しごと創生総合戦略、鴻巣市のものですが、何を指す、どういうふうな展開をしていくという、そういうロードマップというものはどういうふうになるのでしょうか。担当課から伺いたいところですが。

（企画部副部長兼総合政策課長）済みません。課長ですので、答弁させていただきますので。

まち・ひと・しごとにつきましては、第6次総合振興計画と関連しております。まち・ひと・しごとの中で30の目指す基本目標みたいなのがございます。それを総振にも位置づけてありますので、まずはその進捗をしっかりと管理した中で、また国ではSDGsといたしまして、国連の開発目標が今盛んに進められているところですので、まち・ひと・しごとの今度の計画の中にはSDGsについても位置づけをしていきながら、包括連携をしています民間企業、金融機関だとか大学とか、そういうところで取り組み目標が同じであれば、さらに連携を深めて施策のさらなる目標に近い数値に近づけていこうというふうに考えております。

（野本）余り深くはやらないのですが、いずれにしてもなぜまち・ひと・しごとなのかという部分を根本的に思い描きながらやっていただきたい。仕事があることによって人が定住し、それによって子どもを産む環境づくり、そして子育てに力を入れる、そういう一連のつながりを把握しないと全庁的にやっている政策がそれぞれの単独になってしまうと思いますので、そこはやっぱり企画の部分でちゃんとつなげて、各担当課でやっていただきたいというふうに思って質問させていただきました。それで、今答弁でありましたSDGsについては、埼玉県全体が非常に

余りやられていないというのが実情だというふうに私は聞いております。そういう意味では、ぜひともしっかりと取り組んで、ちゃんと進めていただきたいなというふうに思いますが、その見解をいただきたいと思っております。

（企画部副部長兼総合政策課長）SDGsにつきましては、やはりまだなかなか浸透していないところもありまして、2030年という目標がありますので、まずは31年度中に鴻巣版のSDGsというようなものを作成したいなというふうに考えておりますが、まだはっきりとした部分ではありません。ただ、やっていく方向では今考えています。それを作成した上でそれぞれの施策等にSDGsを、それぞれ幾つかの目標がありますので、17の目標ですか、それを位置づけていきまして、先ほど委員がおっしゃるように総合政策、企画のほうでイニシアチブをとりながら出産、子育て、健康づくりといった全ての市民の皆さんが幸せになれるような施策を展開していきたいと思っております。

（野本）次に行きたいと思っておりますが、その前に今子育て、出産という中に教育という重要性も私は認識しているので、学力も非常に重要だというふうに思っておりますので、そこも忘れないでいただきたいなと思っております。

それから、次に行きまして、これまた次のページで、97ページで中央公民館エリア再編研究事業、これ要は予算組みしてやる事業となっているので、これの目標といいますか、これまでも取り組んでいるので、これの成果とどういうふうにしていこうとしてここに予算を載せているのか、その辺の行き先を伺いたいと思っております。

（総合政策課副参事）今年度にワークショップのほうを開催させていただきました。そのワークショップのほう、まず市の職員、若手職員が中心になってもらい、各市民の方は10代、20代、30代、40代と年代ごとに、50代、60代もいらっしゃいますが、年代ごとに市民幅広く参加していただきまして、5班体制ぐらいで年代順に10代の班、20代の班、30代の班と年代ごとにチーム編成を行いまして、皆さんからの意見のほうを集めさせていただきました。ワークショップのほうは4回行っております。

今回ワークショップのほうでいろいろな意見が上がったものを、31年度にシンポジウムのほうで結果の……ワークショップの報告とバスプロジェクトのほうで研究を行っております報告もあわせて、公共施設の再編や公共施設の一体となったまちづくり、地域コミュニティづくりに資するテーマを設定しまして、専門家による講演等を予定を考えております。以上です。

（野本）中央公民館エリアに対する市のビジョンというのはどのようなのでしょうか。どういうものなのでしょうか。これをやる必要がある、だからやっているというふうに思うわけですが。

（総合政策課副参事）中央公民館、そちらのほうの再編ありきというわけではないのですが、公共施設が集中しているエリアでもありますので、そういったところの集約の状況を踏まえて、地域に本当に必要な公共施設かどうかということを検証していきたいと思っております。

以上です。

（企画部副部長兼総合政策課長）今副参事が申し上げたとおり、事実としてあります。目指す方向としましては、やはり中央公民館はもう老朽化しておりまして、かなり利用としてはしばらく部分もたくさんあるかと思えます。方向性としては、とりあえず31年度に、先ほど申し上げた民間活力、P F I とかの手法をまず考えながら、国の補助金、まだ確定ではないのですが、国の補助金、市場化テスト、P F I の前段の市場化テスト、今国の補助金が……国がP F I を推進しようとしていますので、その中でそういう市場化テスト補助金がありますので、まずそこに一旦エントリーさせていただいて、市場化テストがうまく進んで、V F M ですか、バリュー・フォー・マネーがどのくらいになるかという、そういうあたりも調査しながら、民間活力が有効かどうかというところを見きわめながら、将来的な改築、再編というところを考えていきたいというふうに思っております。

（野本）せっかくこういうふうな形でやっているのだから、戦略的に進めていただきたいなというふうに思います。

続きまして、121ページ、自治振興課の防犯対策啓発事業について伺いた



と思います。詐欺なんかは本当に幾ら啓発をしてもまだまだふえてしまうという状況だと思いますが、この事業のどのくらいの人数に行き渡るようにしたいと考えているのか伺いたいと思います。

(自治文化課長) まず、防犯対策の啓発事業でございますけれども、犯罪が抑止され、市民が安心して暮らせるまちづくりを目的として防犯講習会や出前講座を実施し、防犯に関する啓発品の配布をしているわけですが、防犯講習会の啓発用品としまして700個程度を想定しております。

以上です。

(野本) 今年度の中で私が体験したのは、何かボタンを押すと電話口で録音していますというようなものだったと思うのですが、そういうようなイメージのものでよろしいのでしょうか。

(自治文化課長) ちょっと物のほうの確認がとれない、後で報告させていただいてよろしいでしょうか。済みません。確認をして報告させていただきます。

(委員長) 確認の上、後でお願いします。

では、先に行きます。

(野本) いろいろなグッズもあると思うのですが、例えば前回いただいたようなものと確かに押してみると、ああ、そうなのかと思うのですが、実際に使われているのかどうかって検証しているのかなというのもちよっとあたりするわけです。いろんな手段が必要かと思いますが、これはこういうふうに使ってくださいと実際に使って見せるような啓発の仕方とか、配るのであればそれを使って、こういうふうな防止ができたという、そういう寸劇だとか、そういうふうに使って見せて、実際に使ってもらおうというところまでを意識した予算の使い方というのが有効なのではないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

(自治文化課長) 啓発品についてはおっしゃるとおりで、余り無駄になるものというのは確かにすぐ捨てられてしまいますので、ただ啓発というところもありますので、そういった文言のほうも当然載せさせていただきながら、また見やすい、わかりやすいというところも示しながら進

めてまいりますので、利用しやすい、しにくいというものは当然あるかと思うのですけれども、啓発品として対応していきたいと思います。

また、先ほどの啓発品の何かという話なのですけれども、今現在1個150円程度のものということで検討しているところでして、具体的にちょっと何かというところではございません。申しわけございません。

(野本) では、次のページの下の方に防犯灯管理事業がありますけれども、防犯灯設置工事、これ要望が結構多いのだろうなというふうに思います。当然球切れの交換というのもたくさんあると思うのですけれども、この予算は要望とか、あるいは市のほうで独自にここをつけようとかという、その辺の積算の根拠はどういうふうにつくられているのか伺いたい。数も含めてお願いします。

(自治文化課長) 防犯灯の管理事業でございますけれども、今現在総数としまして1万132基ございます。その内訳としまして、LEDが9,046基、それから水銀灯が636基、ナトリウムが428基、その他22というふうになっております。ご質問の昨年と工事の状況でございますけれども、水銀灯につきましては29年度末から平成30年度1月末までに215基減少し、LED化しております。また、ナトリウム灯につきましては、435基から428基ということで7基LED化しております。LED灯は、トータルで269基ふえておりまして、新規、増減等がありますけれども、おおむね50基程度ふえているという状況になっております。

積算の根拠ということでしたけれども、おおむね防犯灯の設置工事につきましては新設、修繕、そういったもの、先ほど言った大体、水銀灯とか、そういう変更によるものについては200基程度、それからLED灯の新設につきましては50基程度ということで、おおむねこれで1,000万円が出る状況となっております。

それから、設置計画ということなのですけれども、現状は水銀灯をLED化に進めていくに当たって、おおむね毎年200基程度進めていくということで進めておるところでございます。

(野本) 総数の中で新規に、要するに今1万132基あると、今現在はあるわけですね。それが31年度にどのくらい最終的にふえていくことにな

ると考えればいいのか。250ふえるということなのですか。

（自治文化課長）昨年の水銀灯、ナトリウム灯を含めた合計が1万85基、今年度が平成31年1月末現在で1万132基ということで、おおむね50基程度やはりということで増となっているというふうに捉えております。

（野本）では、123ページの友好姉妹都市事業、その上が金山町の友好交流事業という項目で、その下は友好姉妹都市事業で、対象は沼田市ということになっているわけですがけれども、沼田市の位置づけというのはどのように捉えているのか伺います。

（自治文化課長）まず、沼田市なのですけれども、観光交流協定書を締結しておりまして、それに伴いまして友好都市に向けた訪問を我々のほうとも行っておりまして、友好都市に向けた調査、それからコミュニケーションを、友好を推進しているところでございます。

（野本）そうすると、この31年度は友好都市の協定なりを結んでいこうというふうに捉えていいのかどうか伺います。

（自治文化課長）観光協定を平成27年の3月30日に締結しておりまして、その後今現在平成31年ということなのですけれども、現状の中で友好都市がすぐ結べるかという状況では今のところないという状況でございます。

（野本）そうすると、この事業は先行きはどうなっていくのか。沼田市だけに限ることではないのかなというふうにも思いますけれども、その辺の見通しはいかがなのでしょう。

（自治文化課長）沼田市とすぐに友好都市を結べる状況でもなくなってきましたので、今後につきましてはまた現在進めている、例えばコウノトリであるとか、そういったいろいろ部署で交流を図っているところも非常にありますので、そういったところを検討しながら、次の友好都市、またそういった対象の調査というのを研究してまいりたいと思います。

以上です。

（野本）じゃ、どれだけ友好姉妹都市が必要になっているのかということで、そういう意味では防災協定を結べる都市というのもあって、小山市とは結んだというふうに聞いていますよね。今まで余り小山市を聞いて

たことは… …

(災害協定の声あり)

(野本) 災害協定。今まで我々聞いたことがなかったのがいきなり出てきたりするわけですけれども、その辺がちょっと把握しにくいのですけれども、災害協定だと、でも政策総務でいいのですよね。それはちょっと項目が後になってしまうかもしれないけれども、その関係をあわせて聞かせてください。

(企画部参事兼危機管理課長) 災害協定に関しましては、危機管理課のほうで所管しておりますので、お答えさせていただきます。

まず、友好姉妹都市と災害協定都市については、うちのほうとしては特に関連は持たせては考えておりません。今回の小山市のほうにつきましては、コウノトリの結んだ縁ということで言わせていただいておりますが、小山市と鴻巣市、コウノトリのつながりがありまして、ちょっと2年ぐらいかかってしまったのですけれども、調整のほうをさせていただきました。昨年度だったかと思うのですけれども、議会の一般質問等でも小山市と進めているということでお話はさせていただいていたところなのですが、一応条件が整いまして協定まで至ったということで、現在のところは災害協定については今模索しているところは特にありませんので、これから開拓していくという段階に入っているかと思えます。以上です。

(野本) どの程度必要なのか、必要性があるのか、その辺も踏まえて計画的に考えていただければいいのかな。こういうのはご縁もありますので、だけれども鴻巣が災害に遭ったときどの程度必要なんだとか、そういうものがなければ始まらない部分だとも思いますので、研究していただきたいなと思えますが、いかがでしょうか。

(企画部参事兼危機管理課長) 今後の予定というか、計画につきましては、一応目指しておりますのが関東近県で結べることをできたらと考えております。それといたしますのも、いろんな災害想定されておりました、地震であればもちろん今言われております東京湾北部を震源とする地震とか、または鴻巣が一番影響が大きいと言われているのが綾瀬川断層の

地震とか、それプラス荒川、利根川の水害も考えていかななくてはならないという中で、同一災害で被災をしてしまうと協定を結んでいる市町村からの応援をいただけませんので、それらをいろいろ考慮しまして、うちに起きたときに、言い方はおかしいですけども、被災が受けていなくて、うちの応援を期待できる場所、そういうことで関東近県ですぐ駆けつけていただけるような距離的なことを考えまして、検討していきたいと思っています。

（野本）147ページからのところで、総務部、基幹統計事業がありますけれども、この指導員、調査員報酬173人分というものは、次の148ページに出てくる6つの調査のための人員という捉え方でよろしいのでしょうか。

（総務課長）それぞれの基幹統計に係る指導員、調査員の合計でございます。

（野本）そうすると、重なっている人も当然いるということなのですね。それで、この調査というのは何かやる期間というのは別々なのですか、それとも一緒に幾つかの調査が重なることもあるのでしょうか。

（総務課長）期間につきましては、1年間を通してほぼずれて実施されております。調査員、活動していただける方は重なっている方ももちろんいらっしゃいます。

（野本）そうすると、報酬を出す人数は173人だけけれども、実際に活動している方は何人くらいなののでしょうか。わからないかな。

（総務課長）実人数では、申しわけございません、把握はしてございません。

（野本）次は283ページになりまして、283ページの消費者相談事業、4人分と出ていますが、相談の予定というのか、どういう形態で31年度やっていこうとしているのか伺いたいと思います。

（自治文化課長）まず、報酬4人分ということですけども、消費生活相談員の報酬となっております。こちらにつきましては、日額1万円掛ける244日。消費生活相談につきましては、週に月曜日から金曜日までの10時から16時までとなっております。

(野本) これまでの効果の部分は、どのように把握をされていますか。

(自治文化課長) 効果ということですがけれども、近年はがきによる架空請求ですとか、携帯やパソコン等を使ったメールの有料情報サイトであったりですとか、そういった契約に関する詐欺行為であったりとか、そういった相談が非常に多くなっておりまして、平成29年度に465件だったのですけれども、平成30年度は2月末現在536件になっておりまして、大分相談もふえてきております。また、そういった啓発活動であったりとか、マスメディアにおいてもそういった啓発がされておりますので、また大変危険な犯罪がここのところ出てきておりますので、きょうあたりも大分相談とかがふえてくるようになってきております。

(野本) そういう意味では、この事業はかなり市民にとって有益といたしますか、有効だというふうに認識してよろしいでしょうか。

(自治文化課長) 必要不可欠なものだと思われれます。

(野本) 最後に、327ページの自主防災組織等支援事業で、鴻巣市においては自主防災組織率は県の平均になかなか届いていないということが先ほど説明がありましたけれども、組織をしてもらうという働きかけというのはどのようなきっかけでつくっていかれるのか、また今年度何地区できたらいいというふうに考えているのか伺いたいと思います。

(企画部参事兼危機管理課長) まず、啓発ということをつくっていただく働きかけですがけれども、毎年自治会連合会の役員会のときにお邪魔させていただきまして、できていない地区を中心にぜひ自主防災組織の立ち上げのほうに協力してほしいということをお願いさせていただいております。また、今週末ある防災講演会等でも自治会長さんへもご案内差し上げておりまして、そういうところから参加された方には会場のほうでも立ち上げのほうに協力してほしいというようなことも申し上げております。それ以外に出前講座等で自主防災会以外のところに呼ばれていくことが多いのですが、そういうところでも組織がないところであればそちらのほうの呼びかけのほうもしてございまして、今年度一応予算上では補助金のほうでは5団体ふえていただければということで見込んでいますけれども、組織率については世帯数でカウントしてい

ますので、できれば多くの世帯の自主防災組織が立ち上がっていただければありがたいなと考えております。

(野本) 啓発で始まっていけば一番楽と言ったら変ですけども、いいとは思うのですけれども、割と住民側からすれば、市民側からすれば体験談というのがすごくありがたいのかなというふうに思うのです。だから、最近自主防災組織をつくった自治会の体験談だとか、そういうことを言っただくともっと身近に感じるのではないかと率直に思いますが、いかがでしょうか。

(企画部参事兼危機管理課長) 委員のおっしゃるとおり、やっぱり実際に立ち上げたところの経験談というのはすごくいいことだと思いますので、今後何かの機会に取り入れていけるように検討していきたいと思えます。

(坂本) 82ページかな、ここに上のほうですけども、行政不服審査会運営事業とあるのですけれども、行政不服審査会というのはどういう内容なのかちょっと教えてもらいたい。

(総務課長) 行政不服審査法に基づきまして、市の処分に対して不服のある方がまず裁判の前に市を行政不服審査会、審査する立場にございますので、そこに訴えを起こしていただきまして、内容の審査をしていただく、申し出ていただくというような制度でございます。

(坂本) これ予算だから、例えば昨年の実績でどのくらいそういう事例があったのか。

(総務課長) 直近では、29年度に1件ございまして、30年度、今年度は2件今頂戴して進行中でございます。

(坂本) 内容までは聞こえないか。

(総務課長) 29年度の1件につきましては、固定資産税の課税処分(P.53 「税の滞納処分」に発言訂正)についての案件でございました。今年度の案件につきましては、今審理員、審理する立場の審理員がいるのですけれども、そこに案件をかけたところでございますので、ちょっと今のところ……。

(坂本) 次、91ページ。契約検査課のところ、どこで聞いていいのか

などちょっと迷ったのですけれども、去年だったか、おとしだったっけ、総合評価方式の入札が幾つかあったのです。ここの入札結果を見てみるとその方式がないのかなと思っているのですけれども、どうなのですか、その辺の実態は。

（契約検査課長）30年度は6件行っております。総合評価にかける案件が大体一般競争入札でやっているのですけれども、ある程度工期がかかりますので、大体7月から9月ぐらいの間に今のところ入札をしておりますので、後半になってくると総合評価でやったということで案件は出ていないと思います。

（坂本）そういう評価方式でやっていて、普通の入札とちょっと違うわけけれども、いい悪いって両方あると思うのです。その辺をどう感じているか。

（契約検査課長）一応金額だけではなくて、その他の事柄を総合的に評価してということによってやってございますので、こちらのほうは公共工事と品質確保の推進に関する法律、こちらのほうで公共工事の品質は経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約をされることにより確保されなければならないという規定をしております、その主要な取り組みとして総合評価の適用を掲げておりました、当市もこれに従いまして、平成20年からやっているという形になります。

（坂本）前に1回この質問をしたときに答弁を修正したことがあると思います。やっぱり入札について不公平感があってはだめだということだと思ふのだ。その辺をこういうところがいいのだと、はっきりとこの方式でやった場合にはこういうよさがあるのだということが言える、また弊害としてはこれもあるのだときちんと捉えていないとそのよさがわからないから、だからその辺をちょっとしっかりと捉えていただきたいと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

（契約検査課長）総合評価をやる場合に、やはりいろいろなことを評価するという形になっておりました、企業の技術能力ですとか、社会貢献度ですとか、配置予定技術者の技術能力、それから企業倫理や信頼性と、



ここら辺を数字にしております。ここら辺がすぐれた会社ですので、それなりに工事のほうもいい工事ができるというふうに思っております。デメリットというところなのですけれども、前回もちょっとお話ししましたけれども、ある程度落札する業者さんが偏りぎみになっているところもございます。

（坂本）総合評価方式の入札に参加できるというのは、自然と絞られてくると思うのです。全ての会社が入れるわけではないと。やっぱり条件が整わなければそこへ入れないわけです。その辺どうなのですか。

（契約検査課長）一応地域区分という形である程度絞りはしているのですけれども、現在のところは北本県土管内の本店と鴻巣市内の本店、営業所という形でやってございますので、その中の該当する会社でしたら大体全て入ってこられるのですけれども、それだけではなくて、例えば登録している業種が土木工事一式、そういうのもありますので、そういうのも全部整っていればどこの会社でも参加できるような形になります。

（坂本）次、97ページの先ほども出ていた中央公民館エリア再編研究事業ですけれども、これやることがありきでそういう研究をしているということだと思ふのですけれども、それはどうでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）先ほども申し上げたとおり、現状も現状ですので、やはりどういう手法がいいのかというところをまず研究しなければならぬという、財政的な負担もかなり大きくなると思いますので、民間活力を使うという、先ほどPFIというのはその中の一つの手法だと思っていますので、そのあたりをまずは研究させていただいた上で、やはりこの中央公民館を何とかしなければならぬのだろうなというのは認識はあります。

（坂本）いろんなことがこれから考えられると思うのです。例えば道路関係だけでも、上尾道路が、これは本当に工事が始まってくれば、その取りつけ道路についての工事は物すごい費用がかかってくるわけです。これから予想される。そういう中で、あの中央公民館エリアを再編する必要があるのかどうかということを実際に考えなくてははいけない。

前橋工科大学のそういう専門家が見ればやりたいというのはわかる。そういうのを勉強して、私たちがやったのだと、そういう研究テーマとしてやったら最高だよ。だけれども、負担するのは市民なのです。幾らPFIだといったって、やっぱり我々の一般財源が出ていくのだから、それを簡単にいいよという形ではないと思うのだ。本当にそれが必要な状況なのか、これから鴻巣だって人口減少が必ず入ってくる。町場の中が本当に今までのような形のそういう公民館エリアが必要なのかということを考えなくてはならない。町場のほうにはエルミだって、市民活動センターとか、そういうこともある。こっちに来れば市役所があるわけです。そういう中で本当にあれは再編する必要があるのかということだ。いつまでも学校だって子どもがそのままいるかどうかもわからない。逆の発想で、例えばああいうところを全部売ってしまって、その費用で新しいものをどんとつくると、そういう発想の転換だって必要だと思うのだ。そういうのはどうでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）中央公民館再編エリア、前橋工科大学。前橋工科大学は研究テーマの一つとして取り組んでいるものですので、前橋工科大学が設計者でもないですから、まずは再編する場合はどういう手法がいいかというところをまず学んでいるというところがございます。そのほかにあのエリアが児童センター、鴻巣市であれば中核となる児童センターでありますので、その児童センターも含めて、そしてその周りの市民のニーズとか、そういうものを全体的に含めた中で、こういうものですけれども、そういうところを含めてどういうあり方がいいのかというところを今後考えていかなければならないと。そういったときに、やはり今のコミュニティはあそこで醸成されているのだということであれば、やはり改築ということが必要になるのではないかというふうには認識しておりますので、まず今の現状を捉えた上で今後どうしていかなければならない、それは財政計画も含めて研究していきたいというふうに考えております。

（坂本）公民館の利用する人、子どもはそんなにいないかなと思うのです。お年寄りもいないかな。大体使える人というのは、車で自由に動け

るような、活動できるような人たちがほとんどではないかなと私は思っているのです。あそこへバスがそんなに毎回通っているわけではないし、そういう活用する側の人から見れば別にあそこではなくたっていいよということがいっぱいあると思うのです。本当にあの周辺で子どもがいっぱい生まれて、この後もずっとそういう児童館を活用するような、そういう状況になっていくのかどうか。まちの中、ドーナツ現象ではないけれども、本当にああいうところはどんどん人が入ってこないのではないかと思っているのです。そういうのをどう捉えているのか。

（企画部副部長兼総合政策課長）市では都市計画の中でコンパクトシティ計画もありますので、やはりある程度まちの中にも公共施設は必要であるというふうに認識しておりますので、まずは市民ニーズ、利用者だけではなくて、幅広くあのエリアの方の声を聞きながらその方向性を見きわめていきたいと思っておりますけれども、今の段階ではやはり既に老朽化していますので、何かしらの方策は考えてなくてはならないという現状ではあるかと思っております。

（坂本）中央公民館そのものが老朽化しているから、建てかえようといったときに、本当にあのエリアの学校や何かまで全部含めて、児童館とかそういうのを含めての工事になると簡単ではないのです。これから鴻巣の今の財政の中でやらなくてはならない仕事かどうかというより、もっとはっきりと意見を出し合って研究したほうがいいと思うのです。やる方向でやるのではなく、本当に必要かどうかもしっかりと検証すると、これは市とすれば一つの中央公民館で顔が必要だと思うかもしれない。本当にそういうのが必要なのかと、これからの時代にそういうのがなくても大丈夫だよという人もいるかもしれない。これは、何が何でもなくてはならないというものではないと思うので、じっくり考えていただいて、必要なものを作ってから余裕があればやっていただくぐらいの感覚で私は見ているのですけれども、そういうふうな方向でどうか考えていただきたいなと思っております。どうでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）おっしゃる意見もわかりますが、多様な意見、さまざまな意見がありますので、幅広く意見を伺いながら検討

してまいりたいと思います。

（坂本）次は123、さっきの姉妹都市のところだったのだけれども、俺がこの間新聞に載ったの見て、29年に秋谷議員が一般質問して、そのときの答弁が7月ごろだか8月ごろには契約したいのだという答弁だったと記憶しているのです。それから随分時間がたったから、あれ、何でこれが出てきたのだと一瞬思ったのだけれども、調べてみたら実際にはそういうことがあったからわかったのだけれども、コウノトリの関係だからと、では簡単に災害都市協定を結んでいいのかと、本当に疑問に思ってしまうのだ。やっぱり本当に必要なかどうか。先ほど同じ災害を受けるようなところではだめだというけれども、それは別々でもいいと思うのだけれども、鴻巣が災害協定を結んで応援に来てもらうということは、相手にも応援に行かなくてはならない、鴻巣も。だから、それはお返しの方があるわけだから、その辺をしっかりと捉えていて、本当にどこまで必要なのか。協定を結ぶだけではないのだ。結べばそれなりの価値を発揮しなくてはならないのだから、行くことになると思う。その辺はどこまでというのはないと思うのだけれども、どう捉えているか。

（企画部参事兼危機管理課長）経過といたしましては、今委員がおっしゃったとおりで、相手との事務レベルの調整が長引いたということでおくれてしまったということでご理解いただければと思います。協定の今後の考え方なのですけれども、先ほども説明させていただいたとおり、なるべく被災が重ならないところということと、あとは一応今計画を立て、計画していると言ったらおかしいのですけれども、描いていますのが1県1都市ぐらいの目安で結んでいければなということにはちょっと考えてはおります。ただ、結ぶに当たっては、やはり余り人口規模の開きがあるところとか、また都市的な場面で余りにも発展し過ぎていて、うちと被害想定が全然違ふとかいうこともいろいろありますので、なるべく人口規模が余り開きのないところとか、立地上、逆に言えばうちが応援に行きっ放しのことも想定することもありますので、そういうこともいろいろ含めまして、万が一のことに備えて、必要な限り結んでいければと思っております。

(坂本) 災害協定を結ぶ、また友好姉妹都市という契約みたいなもの、そういうのをやったときに市の負担というか、通年の負担というのはどのくらいかかっているか。

(企画部参事兼危機管理課長) 今現在他県で結んでいるところ、静岡県の三島市と長野県の岡谷市、先日の栃木県小山市ということで結ばせていただいております、静岡県の三島市との間では総合防災訓練、お互いの市が開催しておりますので、そちらのほうに担当職員が出向きまして、また三島のほうからも来ていただきまして、それぞれの車両で救援物資の搬送訓練という形でさせていただいております。今後におきましても、隔年になるかどうかこれから協議になってくるのですけれども、小山市、岡谷市ともその辺の年1回程度の交流、また最低限やらなくてはいけないのが毎年度4月になったら担当者が変わりますので、その情報交換、これは必ずやっていかななくてはいけないと思っておりますので、少なくとも総合防災訓練に行く程度の活動というか、なるかなと思います。

(坂本) なくてはならないものだと思うので、必要最小限度にとどめておいていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次は141ページ、簡単なあれなのだろうけれども、選挙管理委員会のほうの、選挙はこれから県議会、市議会、知事、参議院と、今回説明聞いたときに掲示板の数が変わったのかなと思ったのだけれども、それはどうなのでしょう。

(総務課長) 掲示板の数は238カ所で変更はございません。

(坂本) 今まで250カ所でやったような気がしたのだけれども。掲示板、ポスター張るところ。250だったよね。

(総務課長) ポスター掲示板の数は238カ所で、公費負担できるポスターの枚数が掛ける1.2倍の枚数です。

(坂本) 今回この間の説明会聞いたら238だと。ポスターの公費反映が286枚までだったかな、そういうような形で来たので、前はたしか250枚で300までオーケーという話だったのだ。そういうふうに私は記憶しているのだけれども、いつから変わったの。

(委員長) では、それは後で。

(坂本) では、いいです。次へ行きます。323ページ、また危機管理のほうなのだけれども、非常備の消防団の運営についてなのですからけれども、私は委員会で前にも言ったと思うのです。川里の研修センターやっているとあったかな、あのころから言い始めたと思うのです。県央消防の常備消防が今回14億8,000、それだけの金額を出して鴻巣市あげても、そういう設備がなってきた、非常備消防のほうは、この非常備消防が組織されて以来ずっと同じ体制だと思うのです。そのころ県央消防なかった、消防署は。それが広域になって、本当の常備消防はセットされて、それでも同じような形で消防団、非常備消防団があって不思議ではないのかなと思っているのです。これがいいかげんにしろというのではない。やはり専門家ができたのだから、その分は当然減って当たり前だと思うのです。この辺の縮小されたり、そういうやることが変わってきて当然だと思うのだけれども、全然変わっていないような気がするのだ、見ていて。その辺はどう捉えているのかな、担当課で。

(企画部参事兼危機管理課長) 以前からもご意見のほうをいただいていた件かと思えますけれども、鴻巣市消防団につきましては現在19分団プラス女性消防分団ということで組織されております。消防団本部のほうにその辺もありまして、再編についての検討ということで現在申し入れてあります。先日の分団長会議のほうで一応再編含めて、来年の4月、32年の4月を目途に再編をしていきたいということで団本部の考えが示されましたので、それに基づいて分団数の関係も出てくると思いますが、また装備の関係も出てくると思いますが。それに伴って、事務的な面でまた事務局として調整していければなと思っています。

(坂本) 消防団は要らないよというのではないのだ。当然今の環境を見れば変わってもいいと思うのです。今言った、19分団あって、それが消防自動車1台ずつ持っていて、何年これは耐用年数あるのだからかわからないけれども、それを更新しているわけです。1台2,500万ぐらいするのでしょう、消防車というのは。2,000万ぐらい。そのぐらいのが毎年どこか何台か交換しているわけです。ほとんど使わない、それ。火事がないほ

うがいのだから、使わないほうがいいのだけれども、新車を買って何年も出動しない、ただ訓練だけで回っているという状況で年数が来ればまた交換ですよと。これは効率悪いかな。やっぱりその分かけるなら常備消防のほうへきちんともっとセットするとかというほうが価値があるかなと思うのです。非常備の消防団の方はなり手もないで大変な思いをしているわけです、みんなどこも。少なくてしょうがないと。そういう中で、それはやるのが非常備消防としての役割、仕事、それはやはり理解できないところもあるのかな。それを無理しないで、誰でもいいよ、参加して協力する体制がとれるような内容の仕事であれば、それはまた変わるかと思う。今の非常備消防が担当している任務をやはりもう一回検討し直す、これは大事なことだと思うのだけれども、その辺今後再編について、その辺までも言えるかどうか。

（企画部参事兼危機管理課長）現在消防庁のほうからも機能別消防団員とかという形で、また学生消防団員とかいうようないろんな名称で、通常の消防団員とは別に、災害が起きたときに活動していただく方とか、そういう方を対象にした消防組織というのでも示されております。今回の再編した後、やはり鴻巣市も定数のほうを達していないという状況が長年続いておりますので、その辺をフォローするためにもそういう組織の立ち上げ等も検討してまいりたいと思います。

また、団装備のほうの車両の関係につきましては、今年度、31年度予算につきましてはポンプ自動車の購入は見送らせていただいております。その再編後、団本部の団長のほうの言葉として、かりて言わせていただきますと、現在非常備消防、消防団につきましては建物火災があったときに残火処理ということで、常備が帰った後にまた火が上がるのを防ぐために監視してくれというような業務がありますので、そのときに委員のおっしゃるとおり、ポンプ車が4台、5台あってもしょうがないわけで、例えば照明車が必要ではないかとか、いろんな議論があるかと思えます。その辺また消防団本部のほうと意見のほうを調整しながら、車両についても検討を進めていきたいと思っております。

（総務課長）申しわけございません。発言の訂正をお願いいたします。

行政不服審査会事業、85ページの29年度の案件1件でございますが、正しくは税の滞納処分の案件が1件でございます。申しわけございません。

(委員長) では、ご了承願います。

では、暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時08分)



(開議 午後2時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) では、お尋ねをします。

職員の配置の問題からまずお尋ねをしていきます。表をつくっていただきまして、一般会計と特会も含めて職員の人件費の対応は、特別職3人と一般職698人と再任用が29人と任期つき23人ということで753人体制ですよということなのですけれども、4月1日から実際に働ける職員というのは何人なのでしょう。病気休暇とかというので長期の病気休暇を出されておられる職員もいると思うのですけれども。

(総務部参事兼職員課長) 現在4月1日の職員数、こちらは予算ですけれども、現在の退職と採用の状況等を勘案いたしました職員数というのが現段階で697人で、このうち先ほど委員のほうからございました長期病気休暇ということで、それに該当するのが現在分限休職の職員というふうに私ども認識をしております。その分限休職の職員についての1名については復帰可能ということですので、それから3人……現在、4月1日では分限休職がまだ3名続くという考えでございますので、697から3を引いた694人というふうに認識をしております。

(竹田) 基本的に私が資料をいただいたのでは、平成31年2月15日現在病気休暇の方が、長期病気休暇取得者が10人おられて、そのうちメンタルないわゆる疾患で5人休んでおられると。分限休暇はそのうちの2人ということを含めれば、復帰をされることが望ましいのですけれども、でもメンタルな部分では、しかも組織、行政改革が行われる中で本当に大丈夫なのかなとちょっと心配があるのですけれども、その辺はどのよ



うに状況をつかんでおられるのか。

（総務部参事兼職員課長）通常病気休暇というものが一つの傷病名、特にメンタルとは限っているわけではないですが、通常90日が病気休暇の日数になっております。それ以上になりますと分限休職という形になりまして、特に病気休暇の90日のうちには、間には医師の指導のもと療養していただく。ただ、長期の分限休職になりますと、やはりなかなか仕事のリズムというもの等も戻すのが難しいという部分も含めまして、現在私どもでは分限休職の職員については月に1回程度面談を行いまして、現在の状態、お医者さんがどのように言っているか、それから毎日の生活はどのようにされているかということ、月1回程度病院に行った帰りでいいですかとかというような形でお話をして、現在はお話を伺って面談をしております。復帰に当たっては、どういう形でお医者さんが復帰の部分と言っているかということも確認をさせていただいた上で適切な配置というものも検討している職員もございます。以上でございます。

（竹田）非常に今多様な仕事を、サービスに応じてやらなければならないのと、それから今回も組織改革が行われて、課もかわったりとかしていると、休んでいる間に随分いろんな物事が動いていると、それだけでもちょっと気おくれをしてしまうような可能性があるのですが、本当にせっかく住民の福祉の増進に努めたいと思って職についていただいた方々ですから、なるべくそのようにしていただきたいのですが、そういう点からいうと職員定数は700人です。700人以内とするということですよ、定数の問題でいえば。そういうところでは、足りない部分を含めてどのように配置されていくのか。それと、行政組織の、あわせて議案の第2号でやりましたけれども、そういう点での今後の配置について、ちょっと再度お伺いしておきます。

（総務部参事兼職員課長）今回機構改革にあわせて、どのような形で人事異動を考えているかということでお答えをさせていただきたいと考えております。

繰り返しになる部分、ご容赦をいただければと思うのですが、まず今現

在実施しておりますのは今の職員が事務分掌が変わるところに配置された場合にはどのような配置になるか、また人数がどれぐらいになるかということを検討をしております。シミュレーションを行っております。その上で時間外が多い部署がどのような形でということ、毎月こちら各部署から時間外がどのような形で発生したか私どもで捉えておりますので、その要因についてを各所属長から記入をいただいております。その要因をもとに分析をいたしまして、それが人の配置が足りないものによるものなのか、一時的な業務の増加によるものなのか、こういったところを分析した上で配置を行う。時間外の一つが対応、それからもう一つが組織としてやはり子育て、こういった部分にも力を入れていくというのが本市の現在方針になっておりますので、そういった部分に職員の重点的な配置というものも施策として実施をしていきたいというふうに考えております。

（竹田）せっかく任を全うしようと思ってこれまでもやっていたいでいる方なので、任を全うできることが一番、生活にも大きくかかわりますので、その点をお願いしたいのと、それに基づいて79ページに職員採用事務という、下から2番目のところです。平成30年度の予算では161万円だったのですが、31年度では117万5,000円になっています。ということは、前年度と比べて減額になる要因は何なのかをお聞きします。

（総務部参事兼職員課長）この減額要因というのが、まず大分民間の景気がいいときは公務の人気がなくなるというのがこれまでの傾向でございまして、27年度をピークに受験者が減ってきているという要因がございまして、この受験者の減っている部分についてを減額をさせていただいているところでございます。

（竹田）受験者が減っている要因というのは、民間も決してうんといいいわけではないわけですよね。この間職員の皆さん、公務員の皆さんの給与改定をやっているわけだから、民間並みに上げるよといって50代の人たちは400円しか上がらなかったということを見ると、そんなに民間がいいというふうに思わないのですけれども、そういう点から例えば鴻巣市の職員になって魅力ある仕事をしているとか、やりがいを持ってやっ

ているというところでは人がたくさん応募してくださるような環境というのはどうなのでしょう。例えば同じ保育士でも東京都のほうが保育士は応募がいっぱいあるのだそうです。だけれども、地方というか、鴻巣だと保育士の応募がないということで、この間行政報告の中でも保育士の応募について見てみると、採用人数プラス1人とか2人くらいですよ。そういう点からいうと、もっと採用の条件として上げるということとは何か条件として考えられるのかどうか、ちょっとお伺いして。

（総務部参事兼職員課長）委員ご指摘のとおり、採用の面で若干PR等が足りないというのは感じているところでございます。本市におきましても人づくり広域連合主催のセミナーですとか、就職の新卒の方へのセミナーですとか、それから学生のうちから経験をしていただくインターンシップ、こういったところは他の市町村よりもインターンシップについては特に受け入れ等をしているところでございます。かつインターンシップに来た学生さんが鴻巣市を受けていただいているというのが今現在うれしい実態としてございます。やはり職員数が減っているというのは、先ほど民間の景気がということもございませけれども、総体的には子どもがまず一番、就職する子どもというか、学生さんの数が減っているということ、それからやはり都市部に集中しているというところ、近隣市町等を聞きますと、やはり同様に受験者数というのは減少傾向だというのは県央管内等でも同様の傾向ですので、今後そういったリクルート活動というのでしょうか、そういったものについても特色あるリクルート活動が可能かどうかもうやっていきたい。

それから、もう一点、申しわけありません。そういう点では、埼玉県内では余り、官公庁としては珍しいのですけれども、ウェブでの申し込みというのを今年度から鴻巣市は始めまして、申し込みをされるほとんどがウェブで申し込んできているという状況ですので、そういう申し込みの手続等についても簡素化、また時間を選ばずできるということも今後検討していきたいと考えております。

（竹田）そういう点からいうと、先ほど鴻巣の政策として親子3代で住むと、例えば30万円補助しますとか、いろんな補助をしていますよね。

それで、住み着いてくださいということをやっているわけですが、でもそこに実際に鴻巣で働いている職員に関しては住居手当が、今回の12月議会で手当がなくなっちゃったという……地域住居手当というか、減らしてきているわけだから、本来市が政策としてやっている部分と職員の労働条件を下げていたら、市の方策と全然違うわけだから、その点は例えば住居手当をもとに戻すとかいうふうにして住み着いていただいて、職員をちゃんと確保していくという施策なんかはどうなのでしょう。職員課長ではなくて政策課長に政策的な展開としてどうでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）職員の住居手当については、特に私から述べることはできませんけれども、手当という部分を除いて、もちろん鴻巣にずっと住み続けていただきたいというところにおいては、やはりそういう今進めています3世代住宅補助等が有効であるというふうには、これだけ件数的にかなり多いので、有効な手段の一つであるというふうには考えていますけれども、先ほども述べましたようにこれだけではなくて、幅広い施策の中で鴻巣に住み続けていただくという中の後押しの一つとしての施策であるというふうには考えていますので、そのようにご理解いただければと思います。

（竹田）わかりましたというか、政策的に合わないので、このまま続けても仕方がないので、次に行きますが、先ほど中央公民館エリアの再編研究事業としていろいろな考え方がる述べられました。中央公民館は公民館の仕様としたら……

（ページはの声あり）

（竹田）ごめんなさい。97ページ。田間宮生涯学習センターなどに続いて非常に利用者が多い施設ですよね。そこをまず確認します。

（企画部副部長兼総合政策課長）済みません。今ちょっと数字を持っていないので、全体的な比較はできないのですが、利用はあります。ただ、毎年減っている傾向は、またそれもあります。なぜ減っているかというところの分析もしながら考えていきたいと思っています。

（竹田）私も中央公民館だけではなくて、全体的には減っているの、公民館の活用は、だから中央公民館だけ特化して減っているということ

ではない。ただし、全体の中でいうと中央公民館エリアは非常に多くて、駐車場が狭いということも含めて、駐車場をどこにするのだというくらい、確かに土曜日の午後くらいなんかはいっぱいあるのです。私もよく利用させていただいているのでよくわかりますし、児童センターも子どもたちが雨の日などはいっぱい……そこで働いておられる皆さんがいろんな工夫をしておられるから、児童センターも非常にいっぱい利用しているというのは私の認識です。その中で中央公民館は古いと、確かに建てた時期は古いかもしれないですけども、平成の時代になってタナベ建設が改修をしていますよね。ちょっとそこを確認したい。

（企画部副部長兼総合政策課長）済みません。今その資料を持っていませんので、はっきりと申し上げられません。

（竹田）私の記憶によると、中央公民館も改修をして、耐震性がないということで、それでエレベーターがないので、エレベーターができるかどうか検討したのですけれども、構造上難しいので、エレベーターは改修のときにはできなかつたけれども、一定程度改修はしているのです。今トイレの改修などもしていただいているというところでは、全く昔のままの古い状態ではないというのは私の認識なのです。そういう点からいうと、なぜ中央公民館エリアでの研究なのか。前橋工科大学の先生に来ていただいて、研究の対象にはしていただいていますけれども、研究の対象とするのだったら、先方はよろしくとって経費を持って、私はやるべきではないかというふうに思うのです。そのために大変研究事業として、こちらが講師の謝礼を出したり、旅費、交通費も出したり、いろいろしているというのは、大学の研究費の中で出していただいて、一つの研究材料にしていただくならまだしも、ではその先どうするのだというところではほかの委員が質問しているとおおり、同じ問題意識でもってやっておられるなど、しかもコミュニティスクールまで対象にしているのです、あそこ。東小学校や鴻中も含めた研究をされているのです。だけれども、東小学校には今、一時は減りましたけれども、マンションができたりいろいろして、今エリアの中では住宅ふえていますよね。そういうところで本当にこの研究が必要なのかというのが私非常に疑問に

感じるのです。だから、さっきどこにフィニッシュしたいのと坂本委員が、野本委員もお聞きしましたけれども、実態に即した研究がされているというふうにとどのように分析しているかお尋ねをしておきます。

（企画部副部長兼総合政策課長）中央公民館の改築と再編研究事業というのは、ある種一緒であるのですけれども、前橋工科大学との共同研究という部分については実際の改築とは別のところで動いていまして、将来鴻巣市がいろいろな公共施設を再編する、公共施設等総合管理計画に基づいて再編していくために、そのプロセスとして住民の声を聞く一つの要素としてワークショップをやるとか、当然に意見募集をやったり、そういうふうな再編するには住民の声を聞いていくか、そういう手法を学ぶ一つの研究としての中央公民館再編エリアと、また別に中央公民館をある意味リンクするところがありますけれども、改築する必要もあるのではないかという部分と重なり合っている部分もありながら、それぞれがまた違う、シンポジウムをやりますとか、そういう部分はまた別のものであるというふうに認識いただければと思います。

（竹田）ということは、一つの手法としてやるというふうなことだと思うのですけれども、でも実態に即したときに、ではここで何をかち取りたいのかと非常に見えてこないのです。だって中央公民館は中央公民館としての、例えば利用しやすいものにしていくということ、東小学校も鴻中も入ったエリアでしょう。今実際に東小も鴻中も、ではコミュニティスクールにするための部分で何が必要なのかとか、そういうことがなかなか明確にならないままやっているというところでは、私はもっと、住民の目線に立った研究をしていただくほうがいいと思うのです。だって鴻中もクラス数は一時7クラスとか8クラスあったときよりも5クラスとかと減ってきてはいますけれども、それから東小も今これからまたふえていって、放課後児童クラブは新年度はみんな小学校の中へ入れてしまうのだよね。今ある中央公民館の放課後児童クラブの部屋は、休日の子どもたちがいらっしゃいというふうにしていないわけではいいですか。だから、そう考えたときにもっとトータルで地についての研究をしていただくと、空論だけが、空論でやるようなものというのは余り住民の

皆さんの要求というか、エリアの再編研究というけれども、なかなか見えてこない、だからどういうものを持ち取りたいのだというふうに多分ほかの皆さんもおっしゃったのだと思うのです。

（企画部副部長兼総合政策課長）空論という部分は、確かにわかりづらい部分があるのかと思いますけれども、この中央公民館再編、このエリアの再編というのは今申し上げたとおり、地域の自治会の皆さん、小学校児童、あと鴻中生徒、女子高の生徒、あと児童館を使っている子、ちょっとかぶりますけれども、幅広い地域の皆さんに参加していただいて、議論をさせていただいた中で、どういうここに再編した中央公民館が必要なのか、中央公民館といいますか、そういう公共施設が必要なのか、学校施設はどういうふうに使っていったらいいのかというところを議論させていただいたので、それが空論になるかどうかというのはまた別としても、事実としてそういう、皆さんで活発な議論をさせていただきましたので、それは今後例えば中央公民館を現実的に改築するとなったときにはもちろんそれは参考になる意見になると思っていますので、決して無駄になるものではないというふうに考えておりますので、それをもとにシンポジウムの……前橋工科大学として共同で行っていますから、それはシンポジウムで発表していきたいというふうに考えています。

（竹田）もっと深刻ないろいろ悩みを持っている地域というのはもっとあるはずでしょう。例えば子どもたちが集まらないとか、どうするのだと、学校の存続にも危険があるようなところがあるわけでしょう。そういうところでどうやって地域を活性化させるかどうかということのほうで、研究としたりとかやっていくのはとても大事だと思います。例えば笠原小学校は今複数教室をやりたいとか、ふうになって、今後8人しか学校に上がる人がいないから、複式学級にするみたいなことを言われているけれども、では地域をどうやって再編していくのかとか、学校がなくなるということは地域がなくなるわけだから、そういう点からもっと深刻に悩みを持っている人たちがこの地域をどう活性化していくのだというふうなところでちゃんとやるのだったら、地について、さっきの3世代の問題も含めて、もっともつこの地域でいい場所だからもっと真

剣に考えようというのだったらわかりますけれども、今の中央公民館エリアでやったときに今後どうなるか、学校はどうなるかということって誰もわからない中で、数字も出されていない中でやるのだったら、本当に私はこの地域の活性化ということを考えると、もっと深刻な事態を抱えている人たちに元気を与えるような研究をしていただきたいと思うのです。そういうふうなほうが、よっぽどお金を使ってもらったほうが効果が出るというふうに思いますが、どうでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) まず、笠原地区の話をされましたが、それはまず議論の中で市の課題、本市が抱えているいろいろな、それだけでなくたくさんの課題がある中での一つの今後の政策、どういうふうに向かっていくかという話かと思えます。これについては、公共施設等総合管理計画で将来に多額の費用負担がかかるので、再編するに当たってはどのような手法がいいのでしょうか、施設を集約して効率的な施設運営をしていきたいと思いますという部分の研究ですから、また市全体の課題とはちょっと別な次元のところでのミニマムな施策といえますか、事業展開というふうに捉えていただければと思いますけれども。

(竹田) わかりましたというか、公共施設等総合管理計画というのは今後40年間も見通した計画ですから、そういう中での一つの分野だというふうに思いますが、でも目先の子どもたちがいないのだというところのほうももっと私は目を向けていくべきだということを申し上げて、次の同じページの使用料等審議会の、これは12月議会で使用料の平準化というか、使う人と使わない人といろいろから検討していただくという中で、10人分計上されていますが、いつから何回の予定なのかをお聞きしておきます。

(何事か声あり)

(竹田) 97ページのその下の使用料等審議会運営事業、報酬。

(総合政策課副参事) 報酬ですか。

(竹田) 報酬というか、何月から何回計画して。

(総合政策課副参事) 審議会は4回の開催を予定しております。1回目が今月に行う予定になります。4、5、6。



(竹田) 12月議会の補正で出ましたものね。

(総合政策課副参事) はい。

(竹田) いつですか。

(総合政策課副参事) 3月から始まりまして、4、5、6月までの4回を予定しております。

(竹田) 3月の何日ですか。

(総合政策課副参事) 3月は、27日の水曜日を予定です。

(竹田) ホームページにはそのお知らせというのは出しているのでしょうか。

(総合政策課副参事) ホームページの確認はあれなのですが、掲載のほうのポスターは各公共施設のほうに提供しております。

(竹田) わかりました。

続いて、ちょっとページが、ごめんなさい、最後のほうで426ページ、地方債の年度末における現在高見込みに対する、426ページ、先ほど出していた一般会計における公債費の償還額ということで、今年度48億172万4,000円を返していくと、そのうち合併特例債分が22億8,997万9,000円で、そのうちの7割が交付税で見いただくということでいいのかどうか、まず確認をします。

(企画部参事兼財政課長) 先ほど午後の一番でお配りした資料につきましては、償還額の中に占める交付税上で見られた合併特例債分が幾らかという資料になっております。

(竹田) 48億円ですから、非常に大きいなというふうに思います。それとあわせて、全体の償還額を426ページで見ると、当該年度残高の公債費ですよね、地方債は448億2,576万6,000円ということで、これはどのように分析されておられますか。

(企画部参事兼財政課長) 年度末の残高ということですが、まずこちらの表の一番左側、区分の隣、前々年度末現在高というふうに表記があるかと思えます。これが平成29年度になります。その隣の前年度末現在高、これが平成30年度末を示しています。一番右側が31年度末を見込んだものになっています。ごらんいただくとわかるように、毎年15億

から20億程度残高が減っているということになっております。これは、平成24、25、26にかなり市債のほうを発行したということで現在高がかなりふえたわけですけれども、近年は市債のほうの借り入れが少なくなっているの、借り入れるよりも返すほうが大きいということで残高が15億から20億程度減っているという中で見ていただくと、29から31のところでは481億に対して448億という形になっておりますので、ある意味残高が減っておりますということから、健全財政が維持できているというふうに考えております。

(竹田) 448億円のうち、ちょっと私が見ていると、臨時財政対策債が半分近くありますよね。臨時財政対策債については、臨時なのに恒久的な国の政策でやっているのですけれども、臨時財政対策債については国からは何か言ってきているのでしょうか。国が1,000兆円を超える借金を抱えている要因の一つになっているのではないかというふうに思うものですから、あえて財源不足を補うための臨時財政対策債だというふうに私はちょっと受けとめているのですが、財源不足との関係でそうなのかと思うので、あえてちょっとお聞かせください。

(企画部参事兼財政課長) 国の地方に対する財源の移譲の考え方として、大きなものは普通交付税ということで10万都市を想定して、公平に分配するという考え方がございます。ただ、普通交付税の原資は税でございまして、消費税、いろいろなものの5税から原資としてなるわけですけれども、その原資だけでは賄い切れない部分というのが臨時財政対策債ということで、起債を借り入れることによって後年度均等に返していくという形になります。ですので、税が潤っておれば全て交付税で均等に、公平に分配できるわけですけれども、そこがそこまでのパイが確保できないという中で臨時財政対策債が発行を許されているという考えになっています。今年度鴻巣市でも30年度17億円の借り入れを予定していたわけですけれども、それに対して18.3%が国が臨財債を減らすというのが地方財政対策で発表されましたので、それを受けた形で3億3,000万減らして13億7,000万ということで、今年度鴻巣市のほうは予算を編成しているという状況であります。

(竹田) 臨時財政対策債は今年度全額入るから、有利なとって国が制度としてつくったけれども、でも全体の中でいうと国が面倒を見るからと言ったからとって地方債の大きくしている、私はちょっと一つの要因かなというふうに思うのと、後でこれから請願について審議をしますけれども、327兆円も消費税分を払っているにもかかわらず、大企業の減税のために270兆円も減税しているから、その分がやっぱり財源不足になってきているかなと思うので、それは後で皆さんによくお話をしておきます。

続いて、映画館と……

(何ページの声あり)

(竹田) 373ページの映画館の管理と103ページ、同じ建物のアネックスビルの中の……

(市民活動センターの声あり)

(竹田) そうです。市民活動センター。市民活動センターのまず……ごめんなさい。103ページからまずお聞きします。市民活動管理運営、市民センターの管理運営事業費で指定管理料がふえている要因は何でしょうか。

(自治文化課長) 今回31年度に急激にふえた金額の理由ということだと思えるので、清掃業務がこれまで直営でやっていた分が約700万からございまして、そちらの分も今度指定管理のほうに移行されましたので、その分が増額というふうになっております。

(竹田) でも、同じところには清掃業務委託料で131万4,000円があります。これとの関係はどうなのでしょう。

(自治文化課長) こちらにつきましては、指定管理区域外の清掃業務となっております。場所はどちらかというとパスポートセンター、それからジョブサポートセンター、障がい者の支援センターというところで、そちらのほうにつきましては、指定管理区域外となっておりますので、そちらの清掃業務委託料というふうになっております。

(竹田) ということは、あそこの3階の映画館の敷地のところからもう絶対全然違うのだというふうなことでいいのですか。ジョブセンターと

パスポートセンターもこちらから入ったりとか、就労支援センターみたいなありますよね。就労相談は真っすぐ行ったところから入るようになりますが、あそこはそうすると今までは同じ清掃業務委託料として700万円全額計上されていまして、704万5,900円。それは、1つのところにやっていて、600万円分、約570万円分は市民活動センターの指定管理料に移動になったということではないでしょうか。

(自治文化課長) 指定管理料が平成30年度で……予算ですけれども、3,564万円、平成31年度の予算が、一応予定ですが4,251万円、先ほどの清掃業務委託料が平成30年度で719万5,000円、平成31年度の清掃業務委託料、いわゆる指定管理区域外が140万2,000円を予算化しております……

(131万4,000円だよの声あり)

(自治文化課長) 済みません。131万4,000円です。清掃業務委託料131万4,000円です。そちらにつきまして、差し引き分と人件費の増分で指定管理料が上がっているというふうになります。

(竹田) 続いて、再開発ビル管理費負担金についてはどういう計算をして1,210万円になるのでしょうか。

(自治文化課長) まず、全体共用部が、それから一部共用部分でございます。全体共用部分につきましては、トイレですとか階段通路ですとか、そういったどこの……他の所有者を含めまして使用する場所、一部につきましては市が所有している、例えば先ほど3階のフロアと出てきたと思うのですが、そういったところが市が所有するところになりますので、一部共用部分というふうになります。また、裏の動線ですとか、そういったところが一部共用部分になりまして、その算出なのですが、全体共用部分面積でいわゆる面積案分によって計算されております。市民活動センターの全体共用部分を面積割合にしますと16.0562%になりまして、それから一部共用部分につきましては市民活動センターが31.0727%となっております。全体共用部分の支出見込み7,486万7,000円(P.86 「7,025万2,000円」に発言訂正)に先ほど申し上げました市民活動の16.0562%を掛けましたもの、それが1,200万。そ

れから、一部共用部分の全体支出見込み額が261万4,000円（P.86「263万8,000円」に発言訂正）。それで、一部共用部分の面積案分として31.0727%を掛けましてそれぞれ算出している状況です。

（竹田）案分率というのは全然変わらないですよ。案分率は変わらないですよ。映画館も変わらないですよ。だけれども、前年度に比べて減っているのです。それは、何か要因があるのですか。

（自治文化課長）それは、負担金が減っているという意味でよろしいのでしょうか。

（竹田）うん。

（自治文化課長）修繕費、当然修繕費等がかかってきますので、予定修繕額、今回30年度におきまして北側の壁面の修繕を行いましたけれども、そういったものが31年度は予定されておられませんので、その分が減ってきているというふうになります。

（竹田）わかりました。ということは、映画館の再開発ビル管理費負担金も金額が減っているということは、そういうふうな考え方でいいということですね。

（自治文化課長）はい、そのとおりです。

（竹田）では、373ページに行きます。前も映画館の指定管理料が前年度に比べて、前年度が3,240万だったのに3,324万5,000円にふえています。それから、映画館システム入れかえ業務委託料で、これは映画館の指定管理を委託するときシステムをかえるから、その分が高くなったのですということで何度か議論をしたと思うのですが、新年度も映画館のシステム入れかえ業務委託が、前年度が253万8,000円だったのに666万4,000円になっているのです。この要因は何なのでしょう。

（566万の声あり）

（竹田）ごめんね、私が黒い字で書いてしまったから。566万4,000円です。失礼しました。でも、ふえています。

（自治文化課長）まず、指定管理料がふえている要因ということですが、けれども、人件費の伸び率を2%程度見ておりますので、それに伴う増額というふうになっております。

それから、システム入れかえなのですけれども、先ほども委員さんがおっしゃられましたように、平成30年度にシステム入れかえをやっているのではないかというお話がありましたけれども、これにつきましてはTジョイが運営しております上映作品や上映時間等を自動音声案内で案内をいたしますシステムの入れかえということにございます。平成31年度のシステム入れかえにつきましては、このたびシステムがこれまでウィンドウズ7で稼働するシステムでございましたけれども、2020年1月にウィンドウズ7のサポートが終了します。それに伴いまして、入れかえが必要となります。今回ウィンドウズ10を採用しまして、それに伴い新しいシステムを導入していくということになります。システム開発については、開発費についてはTジョイの費用負担で行っているのですけれども、いわゆるハードの部分につきましては市が購入する入れかえというふうになっております。

以上です。

（竹田）映画館を持って、所有して、運営についてはTジョイにお願いしていますけれども、こう考えると本当に映画館を……映画は決して私は否定するものではありませんが、全国の中で映画館を自治体が持たない理由として……全国で初めてでしょう。唯一だけだから。そう考えたときに、やはり非常に経費がかかるし、システムの問題も含めれば大変なものになるかなというふうにちょっと思うのです。ましてや再開発ビルというのはそのところでいうとみんな買い取ってしまいましたから、今さらですけれども、本来何度も申し上げますけれども、あそこのアネックスビルはグンゼが持っているビルだから、鴻巣市は一切関係ないですというふうに前の建設部長の成塚さんがよくおっしゃっていました。だけれども、ゼファーが来て大丈夫かと聞いたら、いや、ゼファーは上場企業ですから大丈夫です、潰れませんとおっしゃったけれども、残念ながら破綻をしまして、最後市が買い取るようになって、結局重い負担となっているわけで、そういう点でいうとこの映画館の運営については非常に問題があることを指摘しておきます。

（中野）まず、きょういただいた資料の中で、一般会計部分、要するに

一般職の部分、特別会計を除いた人件費の総体が54億9,500万出ていますね。これは、例えば民間の感覚でいうと売上高に占める労働費というのだ、労働分配率という指数があるのです。これは民間の場合、労働分配率を使います。売り上げの中に占める人件費の割合というのが労働分配率です。市は売っているわけではないのですから、総予算396億でしたっけ。369億だ。369億の中に占める54億9,500万、計算すると14.9%、民間の感覚でいうと労働分配率14.9%になるのです。この14.9%が他市、近隣市町に比べて低いのか、高いのかちょっと伺いたいと思います。

(総務部参事兼職員課長) 通常決算で人件費比率という形で出てくる部分だというふうに思っているのですが、予算の部分ではちょっと今現在比較はしておりません。決算の部分についてもちょっときょうのものでは持ってきていない部分がございます。

(中野) それによって、例えば極端に高いということになればどこにその原因があるのか、低いということになれば賃金水準はそんなに変わらないのです、近隣に比べて。そうすると、やっぱり職員数が少ない。どちらかに言えるわけです。それをきちっとさせたいと思って聞いたのですが、数字を持っていないのではこれ以上議論はいかないので、予算についてむしろつかんでいたらつかんでみてください。後日で結構です。2点目が、373ページの、先ほどの竹田委員が大分映画館、Tジョイのことについて言いましたが、私はその1つ上、文化センター管理運営事業です。今回の指定管理料が1億9,000万です。まず聞きたいのが、この文化センターの指定管理料とは別に全体の文化センター管理運営事業の中で施設修繕費が1,900万、委託料の約10%強になるとは思います。この1,900万の内訳、どういう修繕をする予定なのかお聞かせいただきたいとします。まずそれです。

(自治文化課長) まず、大きな修繕といたしますと、大ホール舞台機構設備インバーター修繕といたしまして、舞台機構のいわゆるつりもの機器の昇降や運転制御を行う制御盤の取りかえ、入れかえの作業、修繕というふうになります。それが1,490万4,000円を予定しております。また、施設修繕費としまして500万円を想定しております、主に空調機器等の

修繕がここのところ多く発生しておりますので、そういった対応のために500万の予算を確保しているところでございます。

(中野) これは、私調べてはいないのですが、指定管理については大きな修理と、それから小さな修理は指定管理料の中に含むというのがどこもみんななっているのです。この文化センターについては、その状況はどうなっているのですか。というのは、まとめてここで1,900万計上していますが、今聞いてみると大きいのが1,400万で、小さい空調関係で、小さいとは言わないけれども500万。分離発注すればその割合によっては指定管理者が修繕すると、しなければならないというような金額になるかと思うので、その金額を聞いているのです。

(自治文化課長) まず、こちらに計上してある修繕は市が支払いを行うものでございます。指定管理者につきましては、基本的に250万を上限としまして、100万円を超えない範囲の修繕を実施するということで来年度、31年度実施していく予定になっております。

(中野) ということは、いずれにしても1,400万にしても、500万にしても、これは所有者である市がやるということになるわけですね。

次に、指定管理料で金額は1億9,000万になっていますが、この指定管理は施設管理公社が指定管理を受けているのですが、この舞台装置、照明、音響、これらについては昔は、これはたしか平成14年ぐらいにできた施設だったと思いますけど、このやつについて当初はSBSというところでやっているのだ。埼玉舞台装置だったかな、その略をとってSBSです。そこにいた社員がやめて、独立して、それで今デイブレイクをやっているのです。そのデイブレイクがやっているのですが、これ実態はどういう実態か、実際担当がつかんでいますか。本来これは舞台の音響、照明、それから舞台管理、これ丸投げは本来法的には認められていないはずなのです。実態を見るとどうも施設管理公社がデイブレイクに丸投げしているというような実態があるようにも私は見ているのですが、それがどうなっているのか1つ。

それから、この施設、興行許可、鴻巣市長という本会議で答弁ありました。これは、さっき言ったように14年というのは佐藤輝彦市長のとき。



今は原口和久市長。どっちの名前で興行権の許可をとっているのかについてわかれば教えていただきたい。2点。

(自治文化課長) それでは、まず1つ目のデイブレイク関係でございますけれども、まず根拠になるものが何かというところになるかと思うのですけれども、ちょっと大分古いあれですけれども、平成15年の7月に総務省自治行政局長から各都道府県知事宛てに通知が出ております。その通知を見ますと、その中に適正な管理の確保等に関する事項でございます。その中に清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨に鑑みれば、管理にかかわる業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。これは、自治法上の契約と同様に、いわゆる丸投げを禁止するものということで把握しております。近隣の財団、17財団ございますけれども、調べました。いずれも舞台管理につきましては、第三者業務委託において実施しているということで、その内容も一応確認しております。

許可証の関係になりますけれども、まず文化センターの流れからちょっと説明させていただきたいと思っております。平成12年の4月1日に施設管理公社が受託を開始しております。平成12年の9月9日、興行上の営業許可をとっております。申請日は平成12年の9月の6日でございます。それから、平成12年の10月1日に文化センターがオープンしております。それから、平成15年6月、地方自治法の一部改正によりまして指定管理者制度が導入されました。それから、平成16年4月1日に舞台管理業務委託業者が埼玉舞台サービスから有限会社デイブレイクへ変更しております。この変更にあたりましては、見積もりによりまして、見積もりの当然金額の低いところが、それから内容を精査した上でデイブレイクへ変更したというふうに伺っております。それから、18年の4月1日に文化センターの指定管理が第1期、それから21年4月1日から文化センターの指定管理の第2期、平成26年4月1日、文化センター指定管理の第3期、来年度が第4期ということになります。そうしますと、当時直営と

いうこともございましたので、当時の市長であります佐藤輝彦市長の名で申請をして興行許可証をとったというふうになっております。

(中野) そうすると、先ほど1点目について、私が言ったとおり、これは一括丸投げだめなのだ。ところが、実際鴻巣はデイブレイクに1年間分全部投じているよ。調べてみてください。やっぱり市役所は法の番人、法を遵守しなければいけないのです。そのところがそういう施設管理公社を通じてかもしれないけれども、一括丸投げということはよくないけれども、そういうことでデイブレイクに委託してしまっている。これは、例えば施設の瑕疵によって損害が起きたときは、当然建物の場合は市が損害賠償を受ける。文化センター管理運営上の問題ですと施設管理公社が受ける。舞台の関係のことで事故が起きたらデイブレイクが責任を負うのです。そのデイブレイクが負うのが1年間一括、極端なことを言えばどんちょうを上げるでも何にしても勝手にはできないのです、本来的に。照明もそう。そのために法律があるのだから、そういう点でやっぱり施設管理公社がデイブレイクに丸投げという言葉は好きではないけれども、一括委託しているということについて、きちっと精査した上で改善させるところは改善させるべきだと。やっぱり法を遵守すべきだと思うのですが、いかがですか。

それからもう一点、今でも、今の答弁だと今の興行の管理、許可、興行上の許可をいただいているのは前の市長。佐藤輝彦さんかな、という答弁を聞きました。もう既にいらっしゃらないので、これはやっぱり手続の怠慢と言っては失礼だけれども、怠っているのではないですか。

以上、2点。

(自治文化課長) まず、1点目の件ですけれども、デイブレイクにつきましても、こちらにつきましても事前の承認、デイブレイクにつきましても第三者委託については事前承認申請書を指定管理者から事前に提出いただきまして、市で承諾をいたしましてまず発行しております。舞台管理業務について、先ほどお話ししましたけれども、県内の文化施設を確認しました。多くの施設で第三者委託で行っている状況です。第三者委託することができない業務ではないというふうに考えておりま

す。

続いて、原口市長への変更はどうかというところですが、興行上営業許可の申請書の変更、確かにおっしゃるとおり出ておりません。ただし、特定建築物届というものがございまして、平成15年4月1日に市長名の変更が出ているため、現在それに伴って市長名の変更がされているというふうに現状では確認をとっております。

(中野) それは、興行上の許可、保健所なのだ、管轄は。それについては、原口さんになっているということでしょう。それは、後で写しでいからいただきたいと思います。それが1つ。

それから、いま一つ、さっき言った舞台の照明、音響、ですから舞台装置を含めて、これ法律では一括だめなのだとなっているのだ。今言ったあっちこっちのみんなやっているのだ、確かに鴻巣と同じように。施設管理公社を通じて同じようにやっているのです、確かに。それは事実、俺も認める。例えば桶川もそうだし、近隣もそうで、調べました。なっているのです。しかし、よそがやっているからといって法律に犯すものを鴻巣市はやるべきではないと俺は思っている。あそこの隣もやって、ここもやっているからやるのだ。しかし、今言ったように法に触れていることは間違いのないのです。一括委託はだめなのです。そこは、やっぱり改めていく必要があるのではないかと申し上げているのですが、あっちもやっている、こっちもやっているからいいのだというのではなくて、そういうふうに改めるべきものは改めていくということが大事ではないかということをお願いしているのです。いかがですか。

(自治文化課長) 先ほどの重複になりますけれども、総務省の自治行政局長、平成15年7月の文書を見ますと、丸投げの禁止をうたっていました、こちらにつきましては丸投げではないというふうに把握しております。

(中野) それは見解の違いだから、どうこう言わないけれども、私は少なくとも今のやり方やって、ディスプレイにやっている方法は丸投げです。やっぱり施設管理公社へこの間2人か3人亡くなっている人がいるでしょう、プロパー社員で。私調べてきているよ。こういう過去のやつ

を見たときに、やっぱり私はやり方そのものが丸投げだと思っていますので、もう一回私も再度調べた上で再度やっていきたいと思います。終わります。

（永沼）まず、31年度一般会計当初予算人件費資料の関係なのですが、機構改革が行われて、業務の平準化がされるということで、されていたのですが、時間外勤務手当、私は何か少し減るのかなというふうに思ったのですが、昨年と同じ時間外勤務手当というふうになっているのですが、この辺の考え方というのはどのようになっているのか教えてください。

（総務部参事兼職員課長）実際といたしまして、時間外勤務手当についてはここ何年か減ってきている状況でございます。あわせて、ただ毎年決算でお願いをしておりますけれども、この1億円にはちょっと足りていない、1億円では足りていない状況を補正という形で12月補正でやらせていただいているところ、予算を組み替えてやらせていただいているところとございまして、この1億円というのは現在の鴻巣市において時間外の目標としての設定ですので、これが達成できて現在おりませんので、この目標達成に向けて、職員の健康も含めて、今後達成に向けてまず第一に取り組んでいきたいという認識でございます。

（永沼）93ページなのですが、若手職員の政策研究事業というのがありまして、市制施行65周年記念事業等で実施していくということでありましたが、具体的な内容をちょっと教えてください。

（総合政策課副参事）若手職員による政策事業なのですが、こちらのほうはことし周年記念のほうを開催を予定しておりまして、その中で若手職員の研究提案事業として、鴻巣、北本青年会議所と共同で事業を2件行う予定しております。1つが筋肉まつりというものと、あともう一つがU-20フェス、そちらの2つの事業を行うことを予定しております。

（永沼）この内容そのものを具体的に、どんなことをやるのか。

（総合政策課副参事）まず、筋肉まつりなのですが、こちらのほうは観光大使のプロレスラーの丸藤さんを迎えて、子どもたちとかプロ

レスをやってもらったりとか、交流を図っていただくのを考えております。あと、キッチンカーとか中心に食の提供、あと健康講座、そちらのほうも考えております。U-20フェス、こちらのほうは若手職員の企画でありまして、アンダー20ということで未成年の方を対象にしまして、未成年の主張、あとは起業スタートアップということで露店というか、お店を出して疑似体験していただくようなことを今考えている段階です。

以上です。

（永沼）このイベントによってどのような効果を考えられていますか。

（総合政策課副参事）少子化ということもありまして、また若い人たちが今やはり少ないというのがありますので、こういった事業をやることによって、またちょっと変わった事業を行うことによって鴻巣のPRを多方面に広げていけると思っております。

（永沼）95ページ、矢島委員からも質問ありましたけれども、シティプロモーション推進事業でございますが、ドローンのまず何機購入なさるのか教えてください。

（総合政策課副参事）ドローンは1台購入予定です。

（永沼）活用についてなのですけれども、災害についても活用していくということですが、災害については私も一般質問の中でドローン活用協定というのを何度か質問させていただきましたが、ドローンの活用協定についてはどのようなお考えを持っているのか、危機管理のほうにお聞きしたいと思います。

（企画部参事兼危機管理課長）当初というか、協定の締結を踏まえて検討はしておったのですけれども、今回市でドローンを購入するというところで、災害時にそれを活用する方向で検討していこうかと考えております。

（永沼）そうしますと、ドローンの活用協定は今後しないという意味でよろしいのですか。

（企画部参事兼危機管理課長）現在のところ協定の締結については、先方もまだ決まっていなかったものですから、現在のところ協定の締結に

ついては一回見送ろうかなと思っております。

(永沼) 災害になりますと、初めのころは職員がドローンを飛ばしているような情報を伝えることができると思うのですがけれども、もう災害が大変進んでくると飛ばしている状況ではないと思うのです。そうなると、協定というのはすごく必要かなと私は思いますが、その辺は見解お願いします。

(企画部参事兼危機管理課長) 委員のおっしゃるとおり、災害が起きて、初動段階では市が購入したドローンの活用というのは有効かと感じておりますので、その後の、後になってからというか、災害が起きた後、追跡でまた確認するとかという面におきましては、また協定のほうの活用も効果があるのかなと思いますので、あわせて考えていきたいと思えます。

(永沼) 121ページ、ちょっと細かい質問になってしまうのですが、防犯カメラの関係で質問を何人か委員から出されたと思うのですが、この防犯カメラの画像等は誰がどこで見られるような状況になっているのか確認いたします。

(自治文化課長) 防犯カメラの映像につきましては、防犯カメラ専用のパソコンがございまして、そのパソコンを防犯カメラの下まで持ってきて、データを取り込みまして持って帰って、パソコンに落としまして持って帰ってくるという状況になっております。

(永沼) その防犯カメラの保存期間、また保存時間、これはどのようにになっているのか教えてください。

(自治文化課長) 画像の保存期間は、撮影日の翌日から起算しまして7日間となっております。

(永沼) 保存期間が7日間ということは、7日たつとまた新しい画像が重なって保存されるという意味でございませうか。

(自治文化課長) 実際は2週間程度のデータがありまして、そこで更新をされるようになっております。

(永沼) そうしますと、保存期間が切れる前にUSBか何かに保存して持ち帰る、そのような業務というか、そういうふうな形になるのかちょ

つと確認いたします。

(自治文化課長) 先ほどありました警察等につきましては、警察からのUSBをいただきまして、そこに情報をインストールしましてお渡しするというふうになっております……抜けていました。基本的には自動の上書きという形になります。データの上書きになります。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 3点を指摘しておきます。

1点目が中央公民館エリアの再編研究の問題と、使用料等審議会の予算が計上されている問題と、最後が全体として行政組織改革に伴う予算執行である点を指摘し、反対とします。

(総務課長) 坂本委員からご質問をいただいていた件で申しわけございません。数字が出ましたので、申しわけございませんでした。ポスター掲示場の数、250カ所という過去がございました。情報が不足しておりました申しわけございませんでした。まず、ポスター掲示場の数でございますけれども、公職選挙法の規定に基づきまして、1投票区で5カ所から10カ所で設置しなさいということになってございます。それで、238カ所になった時期でございますが、28年の参議院のときに投票区の見直しをしまして、名簿登録者の数が少なかった寺谷地区の農村センターと、あと郷地の上郷地第2集会所の投票区を近隣の投票区に合わせさせていただきました。その投票区の中で5から10という再編をさせていただいて、地区の見直し、箇所の見直しをかけたところで数が238になったという経緯でございます。

(委員長) ご了承ください。

次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第28号 平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

では、ちょっと暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時51分)



(開議 午後4時10分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

昨日から持ち越されております議案第5号 鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、こちらについてはまだ採決しておりません。これにつきまして、その後の経過ということで執行部からの答弁を求めます。

(総務部長) それでは、審議に先立ちまして一言申し述べさせていただきます。

まずは、当委員会における議案第5号 鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の議案審議に当たり、委員の皆様へ大変なご迷惑をおかけしましたこと、深くおわび申し上げます。

議案第5号における議案資料の旧宣誓書の様式につきましては、本市の市制施行時の昭和29年9月30日から使用され、様式の変更は昭和から平成への改元時のみとなっております。この旧様式が宣誓書の題名、自覚の文言が条例準則と異なっていた意図につきましては、その経緯は確認できませんが、平成27年4月1日から内容の一部が脱字と思われることなどの理由から、宣誓書の題名と自覚の文言を補足した内容の宣誓書を使用していた実態がございます。宣誓書の効力としては有効なものであ



ると認識しておりますが、宣誓書につきましては条例に規定された様式であることから、本来であれば議会の議決をいただいた上で使用すべきであったと判断しております。本議会にてご審議いただく段階でこれらの経緯をご説明申し上げるべきところ、中野委員のご指摘がなされるまで十分な説明も行わなかったことにつきましても、委員の皆様により市に対する不信感を与える結果となってしまい、重ねて深くおわび申し上げます。

これら一連の事務処理が議会軽視と判断されることにつきましても重く受けとめております。今後このような事案の再発防止に努め、法令遵守を徹底してまいります。大変申しわけございませんでした。

本案件につきまして継続してご審議をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

(資料請求の声あり)

(委員長) ただいまの答弁について。

(竹田) 今部長がるるご説明いただいて、経緯について御説明されました。平成27年4月1日に、誤字というか、補正した宣誓書を使っておりますということでお認めになりました。その原本を配付していただきたいと思います。

(総務部長) 昨日中野委員のほうからあったものなのですから、これにつきましては議員のほうから資料請求ありましたものですから、名前を伏して提出させていただいております。写しにつきましては、今ちよっと用意していないのですけれども……

(竹田) だから、用意してくださいと資料請求したの。

(総務部長) 提出させていただきます。

(委員長) すぐできますか。

(何事か声あり)

(委員長) 大丈夫ですか。待ちますか。大丈夫ですか。

(何事か声あり)

(坂本) 少し、きのうも幾らかやったかなと思っているのですけれども、27年の段階から使い始めたということは、その段階ではもう条例にある

ものとは違うものだということ承知していた上だよ。全部の人が承知していたかどうかわからないけれども、そういうような形で使い始めた。それについて、今皆さんが聞いて、これは間違っていたとか、これはもう軽微なものだから、そんな問題ないよと、どっちの判断かなど。

（総務部長）当時の状況よくわかりませんが、字句の補正ということでやっていると思います。それで、その内容ですか、内容が変わるものではないと。さらに明らかにということなものですから、その辺は重い、軽いとはちょっと言いにくいですが、加筆できる、補正できるものと思っておりました。これ他の例を見ますと、字句の補正等、効果というか、それは問題ないということは確認しております。

（坂本）今既にこれ指摘されて、今回も今部長が一応謝罪のような形はして、新しいもの使うと、今までのものもそのまま有効だと、今後は新しい形になるよということでやっていくということだけれども、それはわかって上でもそういうふうに、これは条例とは違っているのだというのがわかっているわけだ。そこのところなのだ。その認識。これは文字が抜けているとか、そういうの書き直して使ったのだから、この内容そんなに変わらないよということで済ませるものかどうかということなのだ、それは。

（総務部長）こういう一般的とはあれですけれども、字句の修正で条例とか法律とか示されているかもしれないけれども、そういうものにつきまして、即座にすぐ改正とかならないで、運用という形でやっている場合もございます。運用の場合で、今回も運用という形でやらせてもらっているのですけれども、その中で次回というか、条例の大きな改正というか、改正があったときにあわせて字句の補正という形で提案させてもらっている。これは、今まで慣例というか、そういうのも多いようございます。

以上です。

（坂本）私なんかを見ると、我々は本当に、きのうも言ったかもわからないけれども、こういう何か提出書類違っていれば、一字違っただけめなのだ。通用しないのだ、そういうものは。そういうことを扱ってい

る皆さんだよ。我々もそうだけれども、条例改正見ると文言変わったからということで条例改正結構あるよね。あるのだよ、そういうのが。わかるのだ、そういうのは。だから、そういう中で生きている我々なのだ。皆さんもそうだし、我々もそうなのだ。そういう中で生きているのだ。それを発見された段階で、では軽微だから、こっちの様式に変えようと。なかった宣誓書とか自覚とかということないところを単に加えて、それでもいいやと思うことがおかしいのだ。これはおかしいなと思ったら、議会にきちんと相談するなり、我々に相談するなりして直せばよかったのだ。そのことについて問題ないと思っているのかどうかということだ、まずは。

（総務部長）ちょっと言葉はあれですけれども、軽微なものというか、その言葉はちょっと使いたくないのですけれども、ただ字句の補正とか大幅に内容が変わってしまうもの、これはもう絶対だめだと思います。その程度というか、そういった字句の補正ならば運用でやらせてもらっているというのが通例になっています。通例というか、それ確認させてもらっていますけれども、来たる時期に一緒にあわせて字句の改正等、今回も平仮名の「もの」から「者」ですか、に変えるというのをあわせてやらせてもらっています。だから、決してそれを重い、軽いというか、そういう考えは持っておりません。

（坂本）先ほどの答弁、ほかの答弁のことでもそうだけれども、法律があって、それに違反していても、例えばほかもやっているからいいのだという感覚でさっきも答弁していたよ、確かに。そういうことではいけないのだ。だめなら直すしかない。法律が違っていれば法律を変えろというのだよ。そういうことやらなければいけないと思うのだ。

（総務部長）当然決まれば即座に決めるのが当然かもしれませんが、ただ、それによって利用に対して、では条例の改正まで待つのかということもあると思います。あとはその内容もあると思います。そういうのも、やはり即時に直せるかどうか、そういうのもあります。やはりある程度負担というか、その辺を考えながら改正の提案はさせてもらっていますので、決してそれをないがしろにしてとか、そういう軽く、そういう考え

は持っておりません。当然きのうも委員言いましたように、宣誓書というの重いものでございます。これは、市と雇用者と、その関係ありますよね。その辺で大変重いものだとは思っております。軽くは見ておりません。

（坂本）私もこの4年間、違うものを使ってきたから、それをやり直せとかという、そういうこと言っているのではないのだ。それはやむを得ないのだ。もうここまで来てしまったのだから。でも、4年前にわかって、この4年間の間に幾らでもチャンスあったわけだよ。今言った、間に合うかどうかわからないではない。4年のうち4回なのだ。たった4回。1年に1回しか書かないのだから。それを書く段階で、例えば27年にはこれは軽微なものだと思ったかもわからない。でも、次、28年に書くときにこのままでいいのかなと思わないかどうかなのだ、皆さんが。簡単にこれをもう書いてしまったから、大事だと思ったか。でも、条例見れば違っているのだ。それは、大事なことなのだ、そこは。そこをしっかりと捉えていなければこの答えは出ないのだ、いつになったって。

（総務部長）済みません。当然大事なものとは思っております。ただ、運用ということがあるものですから、その間、時期、今回平成という元号が変わるものですから、そこまで運用でさせていただきまして、今回の条例ということでございます。これは、もう別にないがしろにするとか、そういう軽く見ているわけではございません。

以上です。

（坂本）俺ばかり言っていてもしようがないけれども、でも今言ったとおりわかったのは4年前で、今度平成の元号とるとか、そういうことが始まるので、初めてそれを今ここで一緒にやるのだよという考えは、それは大間違いだと思ふな。だって、それでは議会をなめている、本当に。軽視だよ、それでは。無視している、本当に。それはだめだよ。きちんとわかっていたよと、だけれどもそれほど重大ではないと思ったから、今まで来てしまったというのならまだかわいいや。それだってだめなのだけれども。でも、今の部長の答えだと、4年間過ぎて、平成を改めてこれをつくり変える、だからそのときに一緒にやるのだという考え、そ

れまででは承知してやってたのかということになってしまうのだ。それはだめだ。許せないよ、それでは。

（総務部長）確かに委員さん言うようにわかった時点でやるのが当然かもしれませんが、改正するのは。ただ、その辺の字句の改正というか、その辺やっぱり、これは逃げというか、あれかもしれませんがけれども、次の改正にあわせてやっていくということが、我々はそういう認識持っていましたものですから、それが正しくないとすれば、それはそれとして重く受けとめまして、今後はその都度ではないですけども、考えて上程はしたいと思っております。

それから、今回の宣誓書につきましても、字句が足りないということをつけ加えたと、字句の補正をしたと。悪いというのではないですけども、古いものを新しくするというか、あわせた考えでやっていたわけでございます。それが運用という範囲で許されるという認識もあったのですけれども、この辺はやっぱり認識を改めましてやるべきであると思っております。

（坂本）このことは、この議論は、もう幾らやっても平行線かもわからないからいい、しようがないと思うのだけれども、私はこの市の行政の中で、こういうことに関してまだ幾つかほかにもあるのではないかと思っているのです、こういうものが。もう一回見直してくださいよ、全部。お願いしたい、これは。全部のそれをもう一回見直して、これをチャンスに、これいい教訓で、これをもとに全部見直して、もしなければいいけれども、あったらすぐやっぱり議会報告して直す、それが本当ではないのか。そのぐらいの努力するということが自分たちが約束してくれなければ我々だって次行けないのだ、本当に。

（総務部長）検討させていただきます。

（中野）きのうたくさんやったので、余り多く言ってもしようがないと思うのだ。ただ言えることは審議いただきたいということは、執行部は取り下げないということだ、これ。採決しろと言うのです。採決していただきたいということを、審議してくれということはそういうこと言っているわけ。ところが、執行部は少なくとも軽微という言葉は使いたく

ないと言うけれども、字句の修正だと、だから運用でやっているのだ、執行部はそういう見解でもいいと思うけれども、我々議会は条例の改正について、たとえそれが字句の修正だろうが何だろうが、議会にやはりかかる、議会が議決するということです。そうすると、これ今採決された場合、きのうも言ったけれども、賛成もできない、反対もできない。賛成すれば、殺人ではないけれども、幫助罪になりませんか。我々幫助罪になると思いますよ。条例にないものを使っていたことを認めて、それを議会が賛成したということは幫助罪に当たるのではないかと思う。それは私はできないということ。だから、取り下げくれということ言っているわけ。

もう一つ、この中で書いてあることが新たに職員となった者は任命権者または任命権者の定める上級公務員の面前において、別記様式宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならないとなっているのです。そうすると、条例にないこの宣誓書を書いて仕事をしていた。もし住民のほうで給料返還請求出されたらどうしますか。平成27年の4月1日以降の入庁者については返還しろと住民請求が出たら実害が出る可能性がありますよ。住民がそういうふうに知恵を尽くして言いますよ、これ見せれば。それはひどいと、条例にないものを勝手に執行部がつくって、それで職員に書かせた。では、その職務を行ってはならない、つまり正規な、たとえ字句が、自覚がなくても、これが今現行なのだから、これで署名することによって、そして仕事ができるのです。条例にないこれを署名させて仕事をやらせている。住民によっては、今言ったようにこれは給料の返還請求を出すというのが出たらどうしますか、執行部は。そこまで条例というのは重要なものなのですよ。決して中身が軽微だとかどうかではない。条例というのはそういう議会と執行部との間で、執行部が提案して、それで議会が議決しなければその条例は生きてこないのですよ。その内容とは違うものが使われているということは、今言った給料の返還請求だって出ないとも限らない。どう考えますか。

（総務部長）私も条例の大事さは十分知っております。その条例に基づいて我々は守りながら、遵守しながら職務をするわけですから、それ十

分知っております。

（中野）請求出たらしようがないね、住民から返還請求出たら。それだけは言っておきます。

それから、私は、再三言うけれども、委員長、この採決は私は本当できません。賛成すれば私は幫助だと思う。条例と違うものを使ったことを議会の議員みずからがそれを賛成するというのは幫助、執行部に手をかす幫助ということになるということから、私は採決が行われたらどうしようかと困っていますよ。殺人の幫助だったら罪は大きいけれども、殺人ではないから、幫助といっても。ただ、道義的にできない。幫助したというふうに言われる。

以上。

（竹田）今出していただいて、これを毎年職員課の方が多分本人に渡して、これに宣誓してくださいということで任命権者に出していたという行為でいいですよ。確認します。

（総務部長）そのとおりです。

（竹田）ちよつときのうと繰り返しになる。平成27年の4月1日から使用するということは、平成27年4月以前にこの文言を変えることを検討した可能性ありますよね。どこの場で誰の責任でこの文言にしたのか、事実経過も含めてお答えください。

（総務部長）書類等を確認したのですけれども、その辺はわかりませんでした。

（竹田）それは、誰に確認した。書類にというか、一番はっきりしているのは任命権者はこれをずっと見ていたのです、はっきりしていることは。任命権者の前でこれを誓約するわけだから、任命権者はずっと見ていたのです。一番よく知っているのは、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において誓約すると。だから、任命権者はずっと認識していたのです。だから、きのうから私申し上げているのですけれども、私の要求は皆さんとはちよつと違うかもしれないけれども、任命権者が一番よく知っているのですよ、この事実を。だけれども、任命権者からは一切この政策総務常任委員会には何の弁明もなければ、姿も

あらわしていないと。職員の皆さんが一生懸命いろいろ答弁してくださっている。本当に皆さんも、よくわかりますよ。本当にその場にたまたま命を得てこのポストにいるということなので。

だから、ここの一番重い、条例の第2条に基づく任命権者から私はきちんと説明をすべきだと思います。任命権者がこの議案の上程しているわけだから、付託されたらもう今度委員会の責任、委員会の名で運営しなければなりませんけれども、でもこの条例にかかわったというところで私非常に、よく一番知っている人ですよ。そこのところは任命権者との関係ではどのような話をされましたか。過去においての部分わからないけれども、任命権者は進めさせてくれとおっしゃっているのですか。さっきの答えは、部長のお考えですよ。運用としてやらせていただいていると。字句の補正があれば運用でやらせていただいているということ、それはだから私は任命権者が本当に一番現状も知っているし、違うものを使っているという認識もあったと思う。そこのところが私は一番大事かなと。職員の皆さんが本当に矢面に立って答弁しなければいけないというのはかわいそうです。本当に大変だと思います。だって、やらせてくれと言わざるを得ない、本心はどうかよくわかりませんが、でもそういうふうと言わざるを得ない。今のポストについておられる職員の皆さんが矢面に立たなければいけない大変さって、私がもし反対の立場だったら本当に何とかしたいなと思います。でも、任命権者にも言えないという、でもだから議会の総意として、任命権者にここに来ていただいでご説明していただくことを議会の総意としてできるかどうか、委員長、諮ってください。

（委員長）議会の総意。

（竹田）だから、執行部が言えないのだ、上司に。だから、議会の総意として、任命権者がどういう認識でいたかというのを私は知りたいと思っています。だから、議会の総意として来ていただいで説明をしていただく。

（委員長）ちょっとまた検討に値しますので、ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午後4時37分）



---

◇

(開議 午後5時50分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で説明は終わりました。質疑については、もう出尽くしたということで、これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第5号 鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(委員長以外退席)

(委員長) 今回定足数に達することができないので、審査はできません。以上です。

(何事か声あり)

(委員長) 聞こえましたか。

(何事か声あり)

(委員長) 達することができませんので、審査は打ち切り、できませんということでございます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後5時55分)

---

◇

(開議 午後5時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。再開いたします。

(自治文化課長) 先ほどの市民活動センターの負担金、再開発ビル管理費負担金のところで、2018年度の全体共用部分の予算をちょっと説明してしまいましたので、2019年度の予算なのですけれども、全体共用部分が7,025万2,000円、一部共用部分が263万8,000円。済みません。おわび

して訂正させていただきます。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句、その他についての整理は委員長に一任願います。

それでは、退席してください。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 5 時 5 9 分)



(開議 午後 6 時 0 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議請第 1 号 消費税増税中止を求める意見書の提出に関する請願書について、紹介議員の説明を求めます。

(竹田) では、議請第 1 号 消費税増税中止を求める意見書の提出に関する請願書で、提出者は新日本婦人の会鴻巣支部、支部長、谷口民子さんです。私が紹介議員を代表して提案説明をさせていただきます。

国に対して消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願です。

事項としては、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただきたいという内容であります。

請願の理由は、新日本婦人の会は国連認証のNGO団体であります。このNGO団体になるのには、さまざまな活動でも評価をされなければならないという点では非常に権威のある女性団体です。生活の向上、女性の権利、子どもの幸せを願い、憲法改悪に反対するために活動しています。とりわけ子どもの命を守るのには平和でなければならないと、核戦争から子どもたちの命を守るという活動も積極的に行っている団体であります。

私たちの暮らしや地域経済は、今大変深刻な状況ですと。本日の統計を見ると、国民全体の暮らしが非常に大変になっているという新たな統計も出されています。そういう点では、8%増税によって戦後初めて2年連続の個人消費がマイナスであるということも明らかになっています。増税とマクロ経済スライド制によって年金がカットされて医療の、例えば国民健康保険税も、ご承知のとおり最高限度額が上がって、2018年か

らは広域化になることによって鴻巣でも平均1.24倍に国保税が上がったり、介護保険料も上がっています。このように社会保障の負担がふえて、そして実質賃金もマイナスであったということも明らかになっています。そういう点では、消費税が上がる前からもうさまざまな物価が上がっているということを見れば、三重苦の中でもうこれ以上節約するところがないという声も大きく広がっています。

ところが、政府は2019年10月の消費税率10%の引き上げをあくまで行う姿勢を崩していません。税率10%の引き上げで、1%上がると約2.5兆円と言われていますが、そういう中では5.6兆円の増税となり、軽減分を差し引いても4.6兆円の、1世帯当たり8万円の増税という試算も出ています。さまざま試算の仕方がありますが、新日本婦人の会が用いた資料ではこのような試算が出ているということです。このような状況で消費税率を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況がさらに再来すると。そもそも消費税は、所得の低い人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制ですということで、消費税の問題で私一昨日の国会の参議院の予算委員会を見ておりましたら、累進課税制が本来だか、累進課税制に反するものであると首相みずからが認めた発言などもしておりました。そういう点では、格差を広げるということを政府自身も認めているので、さまざまな軽減税率を施すようになっているというふうに考えます。

増税するたびに消費税の滞納額がふえということで、消費税の滞納額は全体の今、税制の中でも半分くらいを占め、四十数%占めているそうですが、このように消費税の滞納額がふえ、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠です。税制は、応能負担を原則としますということでは、法のもとでの平等ということでもありますので、負担能力のない人から取るというのは、法律のもとでの平等に反するというふうに考えます。消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきですということでは、日本では法人税率は40%ではありますが、さまざまな引当金がありますので、実効税率は2割程度におさまっているという状況もあります。

だから、大きければ大きいほど、さまざまな引当金があることによって優遇されているという状況があります。

軍事費や不要不急の大型公共事業などへの歳出を減らしというところでは、このようにして暮らしや社会保障、地域経済振興を優先に税金を使い、内需主導で家庭を温める経済政策をとるべきですということ、私も今この間鴻巣市内の商店街の皆さんからご意見を聞いてまいりましたが、本当に消費税分を本来いただいているはずだから、消費税分は預かり金としてとっておくことが原則だけれども、今なかなかお店で売の場合に定価でなかなか売れないということもあって、大変だと。それから、さらにキャッシュレス対応なども求められているけれども、年を重ねてキャッシュレス対応をする、そのこともできない、その能力もないということや財政力もないということや、また来るお客さんも高齢化のために、キャッシュレス対応できるような、キャッシュレスというかカード決済でできるようなお客さんでないというふうにおっしゃっていました。このように、制度そのものがお店を淘汰していく仕組みであるというふうに考えます。

そういう点では、暮らしや社会保障、地域経済最優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきです。1億2,300万人の一人一人の確かに懐は大きくはないかもしれませんが、国民の懐を温めることが一番内需を拡大していく確かな道で、内需、いわゆる日本の経済を支えている約6割は国民の懐ぐあいだそうです。そういう点では、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきである。そのことによって、社会保障制度の充実も、財政再建の道も開けるのではないのでしょうかということでは、鴻巣でも人を確保するために、やはり給料の高いところに人は集まるわけで、そういう点では日本の経済を支えている中小零細企業にもしっかりともうけを出すような仕組みもしながら、そこで働く人の賃金を上げるということでは、そのことこそ財政再建の道も開けるのではないかと考えます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治に深刻な、地方自治の問題でいいますと、鴻巣市で消費税の影響額は幾らかということ、この

間本会議で私も質問しましたら、理論値であるけれども、2,000万円（P.90 「9,000万円」に発言訂正）の影響があると、新年度において。だから、通年であれば4,000万円くらいの、いわゆる消費税分を余分に払うようになりますから、その分は本来ほかのものに回せば、もっと市民の福祉に回せるわけで、そういう点でも地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めますという内容であります。

ぜひ委員の皆様様の慎重な審議の上に採択くださいますようお願い申し上げます。私の提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

（何事か声あり）

（竹田） 済みません。

（委員長） 訂正。

（竹田） はい、訂正。済みません。理論値で9,670万……

（何事か声あり）

（竹田） 約9,000万。では、2,000と9,000万、違いました。9,000万です。だから、通年通すと1億8,000万になりますから、本当に大きな消費税分が消えていくということでもありますので、文言、2,000万を9,000万に訂正していただきたいと思います。

（委員長） では、字句等についてはご了承願います。

（坂本） 確かに消費税を上げて、支払う側にすれば、大変な状況かなと思います。しかし、今の社会制度、社会保障制度をきちんと守っていくというふうな形になれば、これやむなしのことなのかなと私は思います。それについてはそういう状況で、上げるのはやむなしという意見でございますが、この質疑の中で幾つか聞きたいのですけれども、この文章の中で憲法改悪に反対するためとあるのですけれども、憲法改悪はどういうものだと捉えているのかと、これがまず1つ。

それと、次に下のほうですが、軍事費や不要不急の大型工事などの歳出を減らしとあるのですけれども、日本には軍事費はないと思うのです。軍事費というのはないので、その辺の見解はどうなのかなと。あと、不要不急の大型公共工事とはどのようなことを指しているのかと。この3つをお答えいただきたいと思います。

(竹田) 憲法改悪ということは、請願人の方がこのように言っている中身については、憲法第9条の3項に自衛隊を書き込むという内容です。憲法第1条の1項と2項は、3項が書き込まれることによって、執行するみたいな形になりますから、新たに法律に書き込まれたものが優先されるということでもあります。ですから、憲法の物事の解決に武力を使わないと、それから陸海空の軍隊を持たないというものが消えてしまいますので、そういうことではその内容については反対をしているということでもあります。

それと、あと軍事費というふうに言います。日本は軍事費ないのではないか、軍事費という概念ではありますが、この間言われているのは、F35戦闘機といます。戦闘機ですから、相手を攻めるものをF35と。普通はこれまでは防衛でしたから、例えばいずもについても護衛艦という形でしたけれども、今度は空母になると、もう戦闘行為に入るそうです。ですから、護衛艦だったものをあえて空母にするということは戦闘行為、しかもF35が搭載できるということは、まさに戦闘行為につながるから軍事費ということなのです。

それから、不要不急の大型公共事業の一番最たるものは、沖縄の新基地。マヨネーズ状の、いわゆる軟弱地盤であるということを政府は認めました。しかも、90メートルにも及ぶ軟弱地盤であると。その90メートルにも及ぶ軟弱地盤を工事した事例は世界にないそうです。沖縄の県民は、新基地は要らないと投票した7割の方が言っているように、ここにこそまさに不要不急の大型公共事業がありますし、また公共的事業として言われるのがJR東海のリニアのあれで、いわゆる活断層の下を通る、いわゆるリニア新幹線ですけれども、そのために国は3兆円出すというふうに言っています。こういうのをやめると、新たに浮上してきたのは、山口県と福岡県を結ぶ道路、安倍麻生道路というそうですけれども、ここには2,000億円かかると言われています。そういうのをやめて、公共事業は、例えば保育所をつくったり、特養ホームをつくったり、そういうために使うということなのです。

(坂本) 先ほど最初に憲法改悪という中で、9条の中に3項を入れる、

さっき憲法改悪は9条の中に3項を加えるということが改悪だと。私は、憲法9条確かにいいのだなとは思っています。でも、やっぱり前にもどこかで言ったのですけれども、では日本の憲法9条がいい憲法だと、世界に冠するものだというようなことを言われたときに、どこかそれをまねして自分の国に取り入れるところはあるのですかといったら一つもないのだ。だから、決して、自分たちがそれがいいのだと思うのはいいことなのけれども、だからそれを今度足したり、これをやること自体が本当に改悪なのかどうかというのはちょっとわからないと思います。そこは私はまだわからない、自分で。国民にとってプラスになることは改正、マイナスになることは改悪と、私はそういう判断しているので、それについては答えは要りませんが、ひとつそういう感覚が私にはあります。

次に、防衛について。F35戦闘機だというけれども、やはり攻められたときには守らなくてはならない。そのときに、では何で守るのだといったときに、やっぱりよその国で攻めてくる国よりも、もっといい機械で抑えるというのが戦いの常識だと思うのです。できればそういう戦う道具というのは相手のよりも上にいくと、それが相手を抑えていく力ではないかなと思いますので、ある程度そういう整備をしていくのはやむを得ないと考えております。それについてどう思うか。

それと、不要不急の工事の中で、辺野古の基地の話と新幹線のリニアですか、その話、それと仮称ではないけれども、山口の橋の工事の話が出たけれども、やっぱりこれは地域にとっては必要なものだという判断もあると思うのです。見方によれば反対という人もいますが、私が見れば、やっぱりこれはやることはやらなくてはならないなという見解なので、それについてもう一度、その部分についてのお答えをいただければと思います。

以上です。

(竹田) いわゆる軍事力で対応していけば、際限のない軍事競争になっていくのです。今一番いい例は、北朝鮮とアメリカの会談が始まりました。確かに合意には至らなかったけれども、引き続き話し合いをすると

ということだけは合意されてきているのです。話し合いの中で、考えたら北朝鮮とアメリカとの間って、もう65年間何考えているかわからない国だといってずっとお互いにいろいろ、ミサイルの問題とか、迎撃ミサイルの問題とかいろいろやっていますけれども、話し合いの場についてということは相手が何を考えているかということが多少わかるようになった。どこで合意しなかったかというのはあれですけれども、引き続き話し合いはするということになって、それを受けて米韓軍事演習が中止になったのですよね。とりあえずやめるようになったのです。ということは、話し合いによって相手がすぐさまならなかったとしても、何を考えているか引き続き話し合いをしましょうということをごだけ続けられるかどうか。

日本人もそうですけれども、同じ日本人でも顔つきが違って考え方が違うように、国が違えば、歴史や風土はいろいろありますから考え方やいろいろ違って当然、そういう中で相手とリスペクトをして話し合いの場につかせていくということが一番の大事なもので、日本がなぜこの間海外に行って企業活動ができたのか。その一番の保障は、日本は物事の紛争に軍事力を使わない、武力を使わないということが憲法でうたわれていますから、何かあったときに政府は攻めてこないということが他国では認められている。だからそういうことです。だから、各軍事力の競争は際限のないものということです。

それから、辺野古の基地の問題と、それからリニア新幹線の問題は、一番は民意が示されているわけです。沖縄県民は新基地は要らないと。民意ほど重たいものはないです。そこを無視してまで進められる権限はない。地方自治法でも憲法でもうたっているわけだから、そこをちゃんと遵守する。それから、リニア新幹線の問題でいうと、それはいわゆる東京一極集中を進めるために、名古屋と東京を40分で往復できるような、そのためにリニア新幹線というのをつくるということだから、東京の一極集中をさらにつくるものだというふうに思います。

（永沼） 2つばかりご質問させてください。

消費税増税中止ということで求める意見書ということで、請願事項が消



費税率10%への引き上げ中止を求める意見書をということで文章になっておるのですけれども、もともと竹田委員は消費税、今の8%は仕方ないと思っているのかどうか。そこからちょっと教えていただきたいというのが1つ。

あと、増税するたびに、真ん中からちょっと下のほうなのですけれども、消費税の滞納額がふえというふうな文章があるのですけれども、これ具体的に、例えば3%のとき、5%のとき、8%のとき、その消費税の滞納額はどんなにふえていったのかと、ちょっともしわかれば教えてもらいたいなど。

(竹田) 私は、8%はもう現行ですので、それは現行だから認めます、今の実際の8%は。この件については、請願人は消費税率10%の引き上げをやめてくださいと。だから、今8%だけれども、さらに2%上げて10%にするのはやめてくださいと。だから、現行のとりあえず8%でいてくださいということの内容です。私の本心を申し上げますと、応能負担で、大金持ちの人とか、負担能力のある人に払っていただいて、負担能力のない人たちに負担を求める消費税はすべきではないというのが私の本音でありますけれども、でもこの請願は8%を前提とした請願です。それから、ごめんなさい、消費税の滞納の問題ですよ。ちょっと資料を探しますので、委員長、ちょっと休憩にしてください。済みません。調べてきたのですけれども……

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後6時25分)



(開議 午後6時26分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) 3%のときとか5%のときとかというのではないのですけれども、この間消費税の滞納額は、25年のときは5,477億円だそうです。それで、平成26年のときは5%から8%になったときで、5,914億円になっているそうです。全体の55.7%、私先ほど4割と申し上げましたけれども、平成26年のときには55.7%にも達している。だから、税率が上がるたび

に消費税の滞納分は全体の中に占める割合がふえているそうです。

(永沼) 消費税8%、現行だからお認めになるということをおっしゃっていましたがけれども、例えば消費税3%にするとき、ご反対したと思うし、3%から5%になるときもご反対したと思うし、また5%から8%もご反対したと思うのです。例えば今回10%が認められてしまっただけです、その後すごい将来かもしれないですけれども、例えば12%とかになったときは、10%は現行だから認めるという話になってしまう可能性があるのですけれども、その辺はどうかなというのがまず1つ。

それと、今増税のときの滞納額っておっしゃっていましたがけれども、今現在の状況ってわかりますか。滞納額、どんな感じかというのを。

(竹田) 日本は法治国家でありますから、法治国家の中で生きているのだから、10%になったら10%の中で。一番いいのは消費税、私思うのですけれども、10%に認める人は10%分だけ払う。認めていない人は10%払わなくてもいい世の中だったら、それでいいです。だけれども、残念ながら日本は法治国家ですから、10%になったら10%に払わざるを得ないので。それが日本の法治国家です。だけれども、ずっとおかしいよ、おかしいよと反対してきているわけですから、それは今の請願を出している人たちも3%のときも5%のときも8%のときも困りますということで、ずっと請願を出しておられますから、一番住民の皆さんの願いに応えた対応は、きょうの委員会の中でこの請願を採択していただいて、国会に届くようにしていただく、それが一番いい例です。というふうに私は思います。

それと、あと最近のはちょっと申しわけないのですけれども、資料がありませんので、お答えできません。

(委員長) ほかに質疑ございますか。

(なし)

(委員長) それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(中野) 私、請願の提出者とは若干話が違うのですが、少なくともこの消費税、確かに先ほど副委員長言ったように、平成元年3%入ったとき、私は反対しましたし、5%も反対、8%も反対してきました。そのやっぱり根拠というのは、税制というのは私は累進課税がやっぱり税制としてあるべき姿だと思っています。この消費税というのは逆累進課税の最たるもの。例えば1,000万円収入ある人も、200万円の収入の人も、1,000円のものを買えば、今でいえば80円、10%になれば100円になる。1,000万円の収入の人も1,100円、200万の収入の人も1,100円、1,000円の買い物をすれば。これは、やっぱり累進課税ではないです。逆累進課税です。そういう点でいえば、例えばヨーロッパなんかで、少なくともこれが消費税が15%だ、20%だとなっている国あります。しかし、それは社会保障が全然、もう揺りかごから墓場までという、こういうものが国民生活で保障されているのであれば、それは私はあえて反対しません。今言いましたように、そういう社会になっていない以上、やはり私は累進課税をきちっと守るべきで、むしろ税制をきちっと改めていくことのほうが、私はやること先。それこそ消費税上げるなんて誰でもできるのです。こんな間接税上げるの、8%を10%にする、10を15にする、15を20にするなんていうのは誰でもできる、はっきり極端なことを言えば。やっぱりいかに税制を改めていくか。トーゴーサンだとかクロヨンだとか言われているこの日本の社会の中で、私は税制度を抜本的に変えていく。その上で足りないものは国民が負担するのは当たり前。しかし、それは収入に応じて負担するという観点からして、私は反対なのです。

ただし、これが国で決められれば、私は鴻巣市における、いわば下水道料金にも当然8%が10%になる。これは、国が決まった以上、先ほど法治国家と言ったけれども、以上、私はそれは賛成です。決まった以上は。ましてや鴻巣市だって、物を買えば、それだけ支出がふえるのですから、当然それは地方自治体として税収を、減るわけですから、当然そういう点では、しかも税収が減るといえるのは支払うときに出すわけだから。だけれども、逆に言えば税制で下水道料金、上水道料金は当然かける。こ

れはやむを得ないと私は思っています。そこは、私は考え方は請願者とは違って、国が決まった以上は、地方自治はそれに従わざるを得ない、したがってそれは私は反対しません。当然賛成をします。下水道についても、ガス、水道についても。しかし、こと国にやることについては、税制を抜本的に改革することのほうが先だということを申し上げておきたいと思えます。

以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第1号 消費税増税中止を求める意見書の提出に関する請願書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第1号は不採択とすることに決定しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては、委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後6時35分)